

(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区
土地区画整理事業

計画段階環境配慮書
要 約 書

令和2年1月

横 浜 市

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 又は電子地形図（タイル）を複製したものである（承認番号 令元情複、第 969 号）。

なお、本書に掲載した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。

はじめに

旧上瀬谷通信施設地区は、平成27年6月に返還された米軍施設跡地であり、民有地、国有地、市有地を合わせ、約242haに及ぶ首都圏においても大変貴重な広大な土地です。

戦後約70年間米軍施設として使用されてきたため、長年にわたって自由な土地利用が制限されており、市街化が抑制されてきました。そのため、横浜市郊外部の活性化や地権者の生活再建のためにも、将来の土地利用に必要な道路等の都市基盤や農業基盤等の整備を行い、迅速かつ計画的にまちづくりを進める必要があります。

(仮称)旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業は、豊かな自然環境や広々とした農地景観が保たれている環境特性や交通アクセスの優位性を生かし、都市農業の振興と都市的土地利用を両立させた土地利用を進めることで、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点の形成を図るものです。

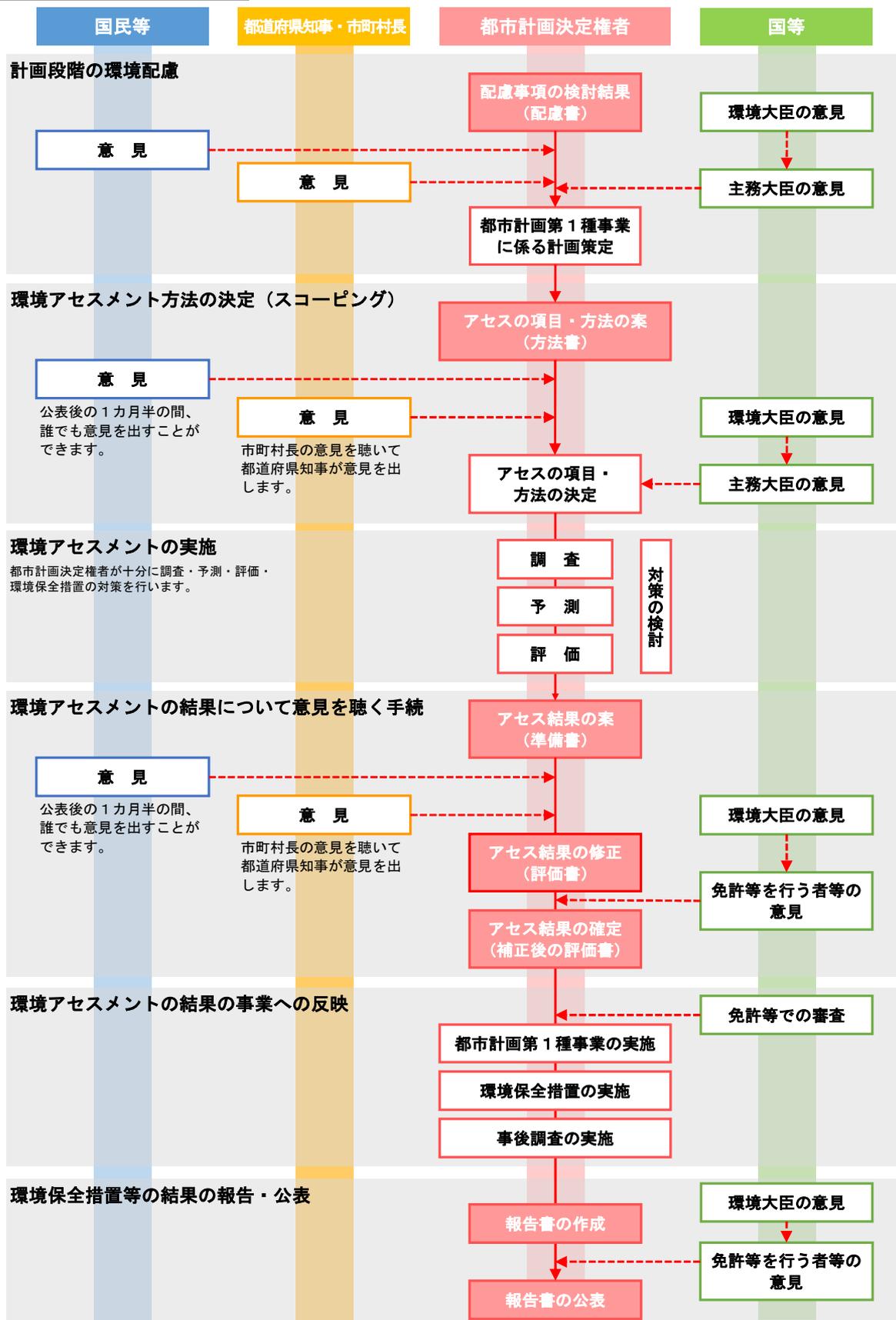
本事業は、「環境影響評価法施行令」(平成9年12月政令第346号)第1条に定める第一種事業に該当することから、「環境影響評価法」(平成9年6月法律第81号)第3条の2に基づき、「土地区画整理事業に係る計画段階環境配慮書作成の技術手引き」(国土交通省都市局市街地整備課 平成25年11月)を参考に、計画段階環境配慮書として取りまとめました。

なお、「環境影響評価法」(平成9年6月法律第81号)第38条の6第1項に基づき、計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第一種事業を実施しようとする者に代わり行います。

今後、事業計画の策定や事業の実施にあたっては、今般取りまとめた計画段階配慮事項を踏まえ環境に配慮した計画としつつ、事業を進めてまいります。

なお、本書の作成にあたって、計画段階配慮事項の検討の対象となる都市計画第一種土地区画整理事業については「都市計画第一種事業」、「第一種土地区画整理事業都市計画決定権者」については「都市計画決定権者」と記述することとし、「都市計画第一種事業」の実施が想定される区域については、「事業実施想定区域」と記述することとします。

環境影響評価の手続の流れ



注1) 「免許等を行う者等」には①免許等をする者のほか、②補助金等交付の決定をする者、③独立行政法人の監督をする府省、④直轄事業を行う府省が含まれます。 ← 手続の主な流れ ← 手続への関わり

資料：「環境アセスメント制度のあらまし」（環境省ホームページ 令和元年12月閲覧）より作成

目 次

第1章 都市計画決定権者の名称等	1-1
1.1 都市計画決定権者の名称	1-1
1.2 都市計画第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所	1-1
第2章 都市計画第一種事業の目的及び内容	2-1
2.1 都市計画第一種事業の名称及び種類	2-1
2.2 都市計画第一種事業の目的	2-1
2.3 都市計画第一種事業の概要	2-1
2.3.1 事業実施想定区域の位置及び規模	2-1
2.3.2 都市計画第一種事業の内容	2-4
2.3.3 都市計画第一種事業に係る公共施設の配置	2-7
2.3.4 都市計画第一種事業に関するその他の事項	2-7
2.3.5 都市計画第一種事業以外の事業により整備される公共施設等について	2-18
第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況	3-1
3.1 調査対象地域等の設定	3-1
3.2 自然的、社会的状況の概要	3-2
第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の方法	4-1
4.1 計画段階配慮事項の選定	4-1
4.2 調査、予測及び評価の方法	4-5
第5章 調査、予測及び評価の結果	5-1
5.1 地盤	5-1
5.2 土壌	5-3
5.3 動物	5-6
5.4 植物	5-14
5.5 生態系	5-18
5.6 景観	5-23
5.7 人と自然との触れ合いの活動の場	5-29
第6章 総合評価	6-1

第1章 都市計画決定権者の名称等

1.1 都市計画決定権者の名称

横浜市

1.2 都市計画第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所

(1) 名称

横浜市

(2) 代表者の氏名

横浜市長 林 文子

(3) 主たる事務所の所在地

神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地

第2章 都市計画第一種事業の目的及び内容

2.1 都市計画第一種事業の名称及び種類

名称：(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業（以下、「本事業」といいます。）

種類：土地区画整理事業

2.2 都市計画第一種事業の目的

旧上瀬谷通信施設地区は、神奈川県横浜市旭区と瀬谷区にまたがり、東名高速道路や一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）等に近接している面積約 242ha に及ぶ大規模な土地です。

事業実施想定区域の全体的にほぼ平坦な地形で、豊かな自然環境や広々とした農地景観が保たれている環境特性や道路ネットワークによる広域的なアクセスの優位性を生かし、都市農業の振興と都市的土地利用を両立させた土地利用を進めることで、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点の形成を目指します。また、公共施設の整備改善と宅地の利用促進を図るため、土地区画整理の手法を用いて土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行います。

2.3 都市計画第一種事業の概要

2.3.1 事業実施想定区域の位置及び規模

事業実施想定区域は、神奈川県横浜市旭区上川井町、並びに同瀬谷区北町、瀬谷町及び中屋敷三丁目にまたがる場所に位置しています（図 2.3-1 及び図 2.3-2 参照）。

また、相模鉄道本線（以下、「相鉄本線」といいます。）瀬谷駅の北約 1.5km、東急電鉄田園都市線（以下、「東急田園都市線」といいます。）南町田グランベリーパーク駅の南南東約 1.5km、小田急電鉄江ノ島線（以下、「小田急江ノ島線」といいます。）鶴間駅の東約 2.2km に位置し、東名高速道路の横浜町田インターチェンジからは約 0.7km、一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）上川井インターチェンジから約 0.3km（いずれも、事業実施想定区域の近接端までの距離）のところにあります。

規模は、図 2.3-3 に示す範囲であり、面積は約 242ha です。



図 2.3-3 都市計画第一種事業の規模

2.3.2 都市計画第一種事業の内容

(1) 複数案等について

事業実施想定区域は、米軍施設跡地であり、その土地利用については平成18年に「米軍施設返還跡地利用指針」としてとりまとめています。事業の実施については、長年にわたって自由な土地利用が制限されてきた経緯や、地権者の早期の生活再建が必要になる等の特殊性を踏まえると、迅速かつ計画的に実現することが求められています。

また、国有地、市有地、民有地の混在を解消するとともに、農業振興と都市的土地利用を行う土地を集約し、将来必要となる農業基盤や道路等の都市基盤の整備を一体的に推進するため、旧上瀬谷通信施設地区全域において一体的な土地の整序を行う必要があります。

このような背景から、本事業においては、事業の目的が達成可能な位置又は規模に関する複数案を設定することができません。また、土地区画整理事業によらない他の事業手法を用いて、事業の目的を達成することは現実的ではないため、土地区画整理事業を都市計画に定めないとする案も設定しないこととしました。

また、事業実施想定区域は、民有地が全体の約45%を占めていますが、米軍施設として使用されてきたため、約70年間にわたって土地利用が制限されてきました。農業専用地区でありながら、農業基盤の整備も制限されており、米軍施設の電波受信基地としての役割から、電波障害防止地域が設けられており、建造物の建築や栽培する作物などに厳しい制限がかけられていました。

このような経緯を踏まえ、土地利用については、地権者の理解が必要であることから、土地利用の方向性については、地権者による「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」（以下、「まちづくり協議会」といいます。）とともに検討を進めています（「2.3.4 都市計画第一種事業に関するその他の事項(1)～(4)」(p. 2-7～2-16) 参照）。

土地利用のゾーンの選定及び配置等について、複数の案についてまちづくり協議会と意見交換を行ってきた結果、図 2.3-8 (p. 2-12 参照) に示した「土地利用ゾーン」として、横浜市とまちづくり協議会で合意しました。

従って、計画段階配慮事項を検討するための事業計画は、「土地利用ゾーン」を基本とし、計画段階配慮事項を検討します。なお、土地利用ゾーンの配置については、現況の環境に配慮しながら、事業実施想定区域の交通利便性の良さをいかした計画となっています（「2.3.4(4)土地利用ゾーンの配置について」(p. 2-15～16) 参照）。

また、下水道、区画街路等の都市基盤整備に係る計画や具体的な土地利用用途、建造物の配置等の考え方については、今後、環境影響評価の手続を踏まえて、環境影響の回避、低減が図られるような視点に配慮しつつ熟度を高めていく予定です。

(2) 計画段階配慮事項を検討するための計画策定方針

事業実施想定区域については、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点を目指し、「農業振興ゾーン」、「公園・防災ゾーン」、「観光・賑わいゾーン」及び「物流ゾーン」からなる土地利用ゾーンを設定しています。（「2.3.4(3)検討状況について」(p. 2-9～14)、「2.3.4(4)土地利用ゾーンの配置について」(p. 2-15～16)）

計画段階配慮事項についての検討を行う本事業の事業計画は、土地利用ゾーンを基本とします。

(3) 事業計画の概要

事業計画の土地利用面積は、表 2.3-1 に示すとおりです。また、事業計画の考え方は、表 2.3-2 に示すとおりです。

農業振興ゾーン

営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリアです。規模は、横浜市の政策や現時点での地権者の意向を踏まえ設定しました。

公園・防災ゾーン

国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリアです。規模は、広域的に利用される公園と位置付けられることを想定して設定しました。

観光・賑わいゾーン

広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリアです。規模は、大区画化による土地利用を前提に、集客力が高い施設を誘致し、賑わい振興を図ることを踏まえ設定しました。

物流ゾーン

交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリアです。規模は、近年の物流施設の大型化、高機能化を踏まえ設定しました。

表 2.3-1 事業計画の土地利用面積

ゾーン等の区分	面積 ^{注1}	割合
農業振興ゾーン	約 50ha	約 21%
土地活用ゾーン	約 192ha	約 79%
公園・防災ゾーン	約 50ha	約 21%
観光・賑わいゾーン	約 127ha	約 52%
物流ゾーン	約 15ha	約 6%
合計	約 242ha	100%

注1：面積には、道路、調整地等を含みます。

表 2.3-2 事業計画の考え方

<p>事業計画の 基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・営農意向を踏まえ、農業振興ゾーンを配置します。 ・現況の環境に配慮した計画とします。 ・周辺の土地利用状況に配慮し、観光・賑わいゾーンや物流ゾーンは、可能な限り住宅地と離隔をもち、交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮して配置します。 								
<p>事業計画の 配置の 考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旭区、瀬谷区それぞれに農業振興ゾーンを配置します。 ・民間ゴルフ場や市民の森などの既存緑地との一体性を考慮し、公園・防災ゾーンを事業実施想定区域の南側に配置します。 ・観光・賑わいゾーンは、可能な限り住宅地と離隔をもって配置します。 ・物流ゾーンは既存の物流施設集積エリア周辺である北側へ配置し、交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮し、環状4号線東側へ配置します。 								
<p>事業計画</p>	<table border="1" data-bbox="395 1675 1385 1966"> <tr> <td>農業振興ゾーン</td> <td>営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリア</td> </tr> <tr> <td>公園・防災ゾーン</td> <td>国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリア</td> </tr> <tr> <td>観光・賑わいゾーン</td> <td>広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリア</td> </tr> <tr> <td>物流ゾーン</td> <td>交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリア</td> </tr> </table>	農業振興ゾーン	営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリア	公園・防災ゾーン	国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリア	観光・賑わいゾーン	広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリア	物流ゾーン	交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリア
農業振興ゾーン	営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリア								
公園・防災ゾーン	国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリア								
観光・賑わいゾーン	広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリア								
物流ゾーン	交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリア								

2.3.3 都市計画第一種事業に係る公共施設の配置

都市計画第一種事業に係る公共施設は、将来の土地利用に整合した区画道路や調整池等の整備を検討しており、配置については、今後の環境影響評価手続等も踏まえて具体化していく計画です。

2.3.4 都市計画第一種事業に関するその他の事項

(1) 都市計画第一種事業の背景及び経緯

都市計画第一種事業に係る主な経緯は、表 2.3-4 (p. 2-13～2-14 参照) に示すとおりです。

事業実施想定区域は、農地や山林でしたが、戦前に旧日本海軍が買収し、資材集結所等として使用していました。戦後は、米軍に接收され、昭和 22 年に一旦解除されましたが、昭和 26 年に再び接收されました。

平成 16 年の日米合同委員会において、横浜市内の米軍施設 6 施設を対象とした返還方針が合意されたことを受け、同年 10 月に「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」を設置し、跡地利用の検討を始めました。平成 17 年 6 月には学識経験者等を委員とする「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」を設置し、同年 12 月に「返還施設の跡地利用に関する提言」をいただき、この提言や市民意見を踏まえ、平成 18 年 6 月に「米軍施設返還跡地利用指針」を策定しました。その後、指針の具体化に向けた取組方針を、平成 19 年 3 月に「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」としてまとめ、指針や行動計画に基づき、米軍施設の早期返還と跡地利用を進めてきました。その結果、事業実施想定区域は、平成 27 年 6 月に米国から日本へ返還されました。

土地の利用については、フェンスで囲まれた約 50ha の区域（困障区域）を米軍の住宅及び関連施設として利用していましたが、平成 20 年に閉鎖されました。困障区域の外側は、国有地となっていたのですが、そのうち道路拡幅整備用地や農道用地として約 22ha が横浜市へ譲渡され、昭和 59 年までには、施設内の国有農地の約 110ha が耕作者に売り渡されました。

平成 27 年 6 月の返還後は、国からの立入りの承認を得て、国有地の一部を野球場や通路として暫定利用しています。また、同様に立入りの承認を得て行っていた国有地での耕作については、露地での耕作は平成 28 年 6 月末、ウド栽培は平成 29 年 6 月末まで使用が認められていましたが、現在は、国有地での耕作は認められていません。

(2) 横浜市や事業実施想定区域を取り巻く状況

既に進行している生産年齢人口の減少や、令和元年をピークとする、戦後初めての人口減少に加え、令和 7 年には、65 歳以上の高齢者が 100 万人に迫ると見込まれています。また、65 歳以上の高齢者の割合（令和元年 9 月）は、横浜市全体の 24.4% に対し、事業実施想定区域が位置する旭区と瀬谷区では、それぞれ 29.1%、27.6% と横浜市の平均と比較して高齢化率が高まっています。活力の維持・向上とともに、将来の本格的な人口減少社会を見据えたまちづくりを進めていくことが重要です。

事業実施想定区域は、東名高速道路の横浜町田インターチェンジや一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）の上川井インターチェンジに近接し、地区内を南北に環状 4 号線（上瀬谷線）、地区北側に五貫目第 33 号線が通っており、広域での自動車交通の利便性が高い地区です。面

積は約 242ha で、横浜市内でも有数のまとまりのある農地と緑が広がっている広大な土地です。

平成 18 年度に横浜市が策定した「米軍施設返還跡地利用指針」（横浜市 平成 18 年 6 月）での方向性である農・緑・防災の大規模な野外活動空間の形成に加え、横浜市を含む広域的な課題の解決や、多様な市民ニーズに対応できる市街地を形成する観点から、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点を目指したまちづくりを考える必要があります。

戦後約 70 年間米軍施設として使用されてきたため、長年にわたって自由な土地利用が制限され、市街化が抑制されてきました。そのため、地権者の生活再建のためにも、将来の土地利用に必要な道路等の都市基盤や農業基盤等の整備を行い、迅速かつ計画的にまちづくりを進める必要があります。

また、地権者の土地利用に関する意向（営農継続、都市的土地利用）が混在していることや、事業実施想定区域は、民有地・国有地・市有地が混在し、ほぼ全域が市街化調整区域であることから、計画的な土地利用を実現するためには、事業実施想定区域全域において一体的な土地の整序を行う必要があります。

そこで、市街化調整区域内での横浜市施行による土地区画整理事業を行うことを前提として、次世代に向けた「都市農業の振興」と、道路ネットワークによる広域的なアクセスの優位性を生かした「都市的土地利用」を両立させた土地利用を推進することを政策的に位置付け、地権者の意向を踏まえながら検討を進めています。

また、事業実施想定区域において、都市基盤の促進、地域の知名度やイメージの向上、さらには国内外のまちづくりに寄与するため、国際園芸博覧会を招致しており、令和元年 9 月の国際園芸家協会 (AIPH) 年次総会で、横浜市として 2027 年の国際園芸博覧会開催を申請し、承認がされました。

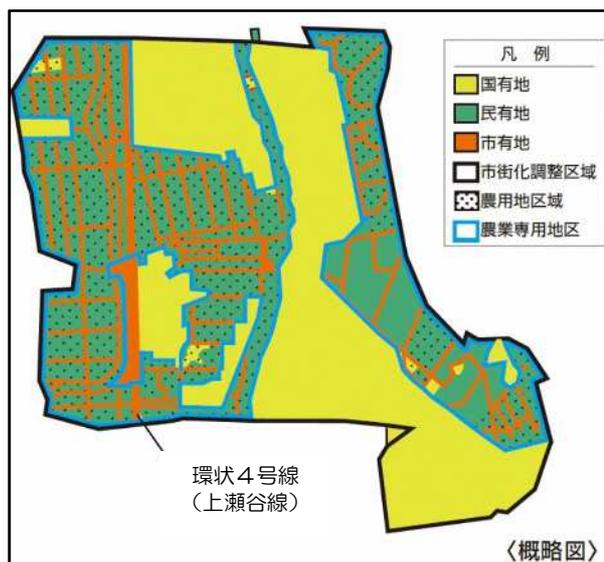


図 2.3-4 土地所有状況

表 2.3-3 国際園芸博覧会の開催概要

名称	2027 年国際園芸博覧会 日本国 横浜市
開催場所	横浜市 旭区・瀬谷区 旧上瀬谷通信施設地区
開催期間	2027 年 3 月～9 月
入場者数（見込み）	来場者数 1,500 万人以上、有料入場者数 1,000 万人以上
メインテーマ	幸せを創る明日の風景 Scenery of The Future for Happiness

(3) 検討状況について

① 平成 28 年 4 月に、都市農業推進のため、農業基盤整備等を積極的に進める「農業振興ゾーン」と、防災、公園、道路、その他の機能・施設を主に導入していく「土地活用ゾーン」を配置した跡地利用ゾーン（案）を検討のたたき台として横浜市から地権者へ提示しました。（図 2.3-5 参照）。

ゾーン設定の考え方は、民有地の農地を基本に旭区と瀬谷区それぞれに農業振興ゾーンを配置し、まとまりある土地を創出するため事業実施想定区域の東側に土地活用ゾーンを配置する案としています。なお、土地活用ゾーンのうち、現況でまとまりのある農地については、農業振興についても検討していくことから、農業調整ゾーンとして配置しました。

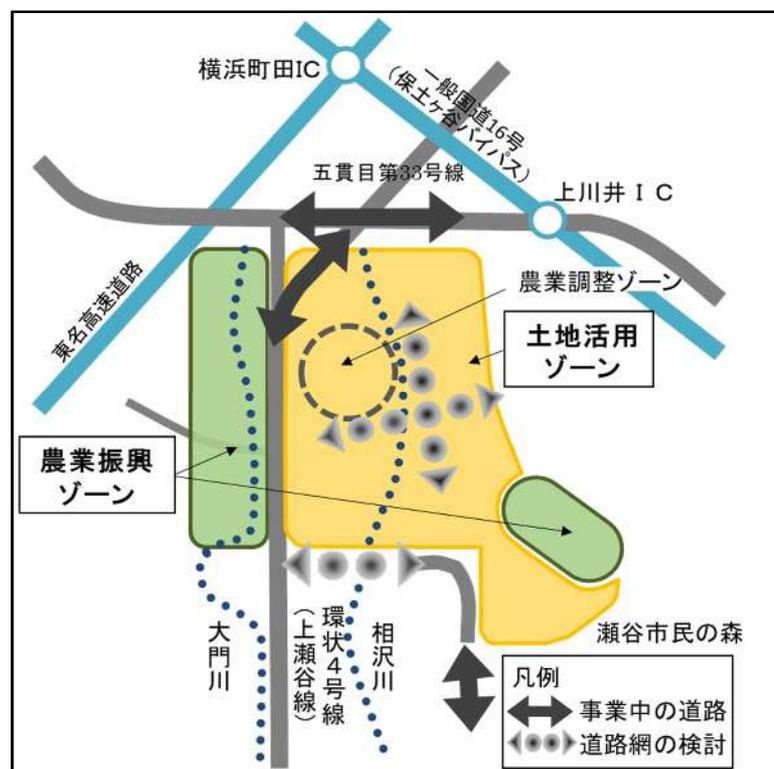


図 2.3-5 跡地利用ゾーン（案）【平成 28 年 4 月】

② 平成 29 年 11 月には、旧上瀬谷通信施設地区の「良好な生産基盤と活力ある農業振興」と「安全で快適な魅力あるまちづくり」を推進するため、地権者による「まちづくり協議会」が設立されました。

③ まちづくり協議会と横浜市で、農業振興と新たな都市的土地利用についての検討を進め、今後の検討の方向性をとりまとめ、平成 30 年 5 月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（まちづくり協議会・横浜市 素案）」として公表しました。（以下、「素案」といいます。）

素案では、農業振興については、持続的・安定的な農業経営と時代が求める新たな都市農業を創り出していくこと、土地活用については、人口減少や少子高齢化といった事業実施想定区域や横浜市を含む広域的な課題解決のほか、新たな賑わいや産業の場を生み出すことをまちづくりの視点としました。

土地利用の内容は、安定的・効率的な農業生産のための農業基盤整備や農業振興策、市民と農が触れ合える場の創出など、活力ある都市農業の実現に向けた検討を進める「農業振興」、交通利便性をいかした業種や、地域資源である農や緑と関わりの深い業種、広がりのある空間をいかした大規模施設等の進出などを念頭に検討を進める「活力創造」、安全・安心で人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成を念頭におき、地域全体でグリーンインフラの概念を取り入れた公共・公益的施設の検討を進める「公共・公益」の3つの要素で整理しました。

- ④ その後、素案とまちづくり協議会での検討状況等を踏まえ、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点を目指し、「農業振興ゾーン」「公園・防災ゾーン」「観光・賑わいゾーン」「物流ゾーン」の4つのゾーンを選定し、令和元年6月に土地利用ゾーン案として横浜市からまちづくり協議会に提示しました。(図 2.3-7 参照)

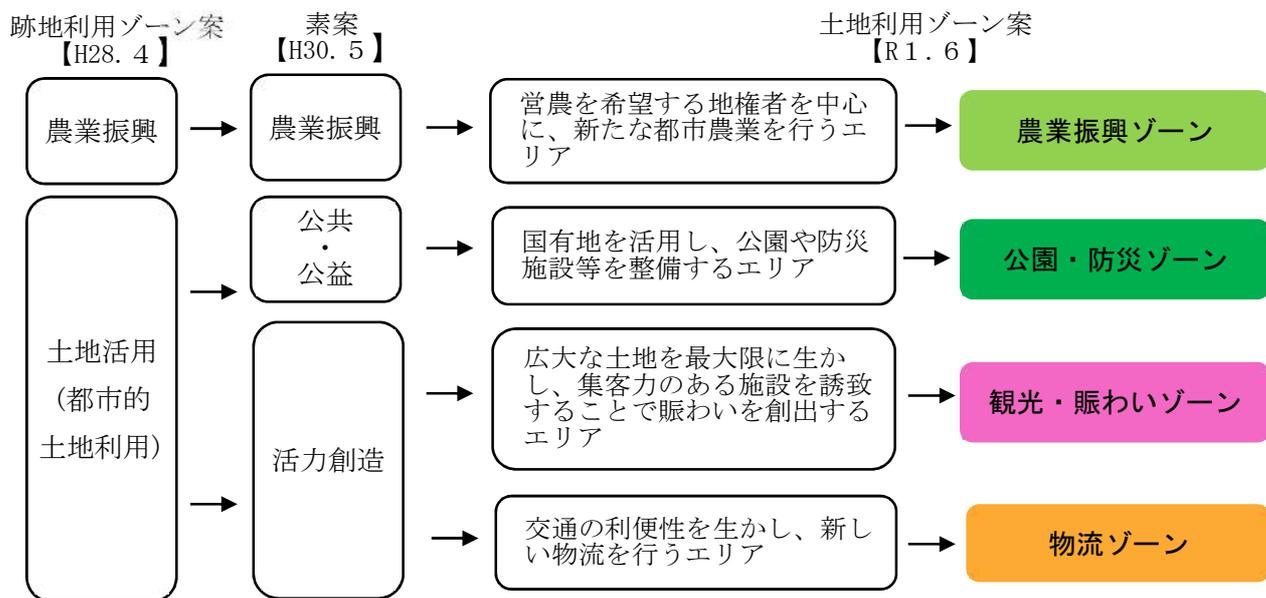


図 2.3-6 ゾーンの考え方



図 2.3-7 土地利用ゾーン案【令和元年6月】

この土地利用ゾーン案をたたき台とし、まちづくり協議会での意見を踏まえ、複数のゾーン案を検討した結果、横浜市とまちづくり協議会で土地利用ゾーンを合意しました。(図 2.3-8 参照)



図 2.3-8 土地利用ゾーン【令和元年 11 月】

表 2.3-4(1) 都市計画第一種事業に係る主な経緯

年.月.日	主な経緯
昭和 26. 3. 15	米軍が旧日本海軍の倉庫施設を接收（昭和 20. 8）し、その後一旦解除（昭和 22. 10. 16）され、農林省が開拓財産として土地を地元農民に売渡手続を進めていたところを再接収された。
昭和 35. 3	日米合同委員会において、周辺地域 945 ヘクタールに電波障害防止地域を設定することが合意
昭和 37. 1	日米合同委員会において、電波障害防止地域及び制限基準について合意
昭和 44. 2	日米合同委員会において、ウド栽培のため、一部土地の共同使用が合意
昭和 48. 3	日米合同委員会において、水道管理設のため一部土地の共同使用について合意
昭和 48. 11	施設内海軍道路の使用については、日米合同委員会で共同使用が承認されるまでの間、現地司令官の暫定的措置として一般に開放することが5者間（米軍・県・県警・市・横浜防衛施設局）協議の結果、合意
昭和 51. 9	広域避難場所に指定
昭和 52. 3	施設内の国有農地が同地の 167 人の耕作者に売却（売渡面積約 107 ヘクタール）。引き続き昭和 52 年 11 月には 4 人に約 0.5 ヘクタール、昭和 59 年 3 月には 10 人に約 1.9 ヘクタールが売却
昭和 52. 4	施設内海軍道路用地（40,599 平方メートル）が横浜市に譲与
昭和 52. 9	日米合同委員会において、相沢川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意
昭和 53. 4	施設内農道用地（181,501 平方メートル）が横浜市に譲与
昭和 54. 12	日米合同委員会において、農地整備のための施設の共同使用（第一次）が合意 日米合同委員会において海軍道路の共同使用が合意
昭和 55. 8	日米合同委員会において水道管理設のための共同使用が合意
昭和 57. 2	相沢川の河川改修工事が完成
昭和 57. 3	海軍道路の拡幅整備工事（施設内部分、2 車線）が完成
昭和 57. 9	日米合同委員会において、大門川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意
昭和 59. 3	第一次農地整備工事が完了（昭和 55 年 2 月 9 日着工）
昭和 63. 7	大門川河川改修工事の完成に伴い、維持管理用地（6,273.26 平方メートル）が横浜市へ譲与
平成 4. 3	「農耕に関する了解覚書」が上瀬谷農業専用地区協議会、上川井農業専用地区協議会、在日米海軍並びに横浜防衛施設局の 4 者の間で締結
平成 7. 4	施設周辺に設定されていた電波障害防止地域が廃止
平成 16. 10	同施設に所在していた司令部が青森県三沢飛行場に移転
平成 16. 10. 18	日米合同委員会において、返還の方針が合意された。
平成 16. 10	市経営責任職による「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト ^{注1} 」が設置された。
平成 17. 6	学識経験者等を委員とする「横浜市返還跡地利用構想検討委員会 ^{注2} 」が設立された。
平成 17. 12	「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」から「返還施設の跡地利用に関する提言 ^{注3} 」をいただく。
平成 18. 1～3	「返還施設の跡地利用に関する提言 ^{注3} 」に対して、意見募集を実施した。
平成 18. 6	「米軍施設返還跡地利用指針 ^{注4} 」が策定された。
平成 19. 3	「米軍施設返還跡地利用指針 ^{注4} 」の具体化に向けた取組方針を「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画 ^{注5} 」としてまとめた。
平成 20. 8	住宅及び関連施設が閉鎖
平成 21. 4	米海軍厚木航空施設司令部と上瀬谷通信施設などを対象とした「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書」を締結
平成 23. 1	在駐による警備が一部巡回による警備に変更
平成 23. 3	「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画 ^{注5} 」が改訂された。
平成 27. 6. 30	上瀬谷通信施設の全域が返還された。
平成 27. 7	国から国有地の立入りの承認を得て、野球場及び通路の利用を開始した。また、国有地での耕作についても同様に立入りの承認を得て、露地での耕作は平成 28. 6 末、ウド栽培は平成 29. 6 末までの使用が認められた。

表 2.3-4(2) 都市計画第一種事業に係る主な経緯

年.月.日	主な経緯
平成 27. 10. 1	「旧上瀬谷通信施設公共空地利用管理運営連絡会」を設置し、野球等の利用を開始した。
平成 28. 3. 28	環状 4 号線（上瀬谷地区）約 450m が開通した。
平成 28. 4	「農業振興ゾーン」と「土地活用ゾーン」からなる「跡地利用ゾーン（案）」を横浜市から地権者へ提示した。
平成 28. 10	旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催検討への支援協力を国に要望した。
平成 29. 3	「今後の土地利用検討の進め方」を公表した。
平成 29. 11. 27	地権者による「まちづくり協議会」が設立された。
平成 30. 5. 14	今後の検討の方向性として「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（まちづくり協議会・横浜市 素案）」を公表した。
令和元. 6	横浜市からまちづくり協議会へ土地利用ゾーン案を提示した。
令和元. 6～11	6月に提示した土地利用ゾーン案をもとに、まちづくり協議会で複数案の土地利用ゾーン案について検討を行った。
令和元. 9	国際園芸家協会（AIPH）年次総会で、横浜市が 2027 年の国際園芸博覧会開催を申請し、承認された。
令和元. 11	土地利用ゾーンについて、横浜市とまちづくり協議会で合意した。
令和元. 12	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」公表

注 1：「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」

市内米軍施設の返還後の跡地は、長期的視点に立って、横浜市のまちづくりや都市基盤整備に活用すべき資産であるとともに、市民のための緑地として確保すべき資産であることに鑑み、これの有効活用を図る検討組織として設置した庁内組織

<検討事項>

- (1) 返還跡地の利用に関する市の基本的な方針に関すること
- (2) 返還跡地の利用に関する具体化方策に関すること
- (3) 返還跡地を利用するにあたっての民間、国などの関係機関との連携に関すること
- (4) その他必要と認められた事項に関すること

注 2：「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」

返還方針が合意された上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区、小柴貯油施設の跡地利用構想を検討するために、平成 17 年 6 月に設置された学識経験者等を委員（委員長 早稲田大学特命教授 伊藤滋）とする委員会。現地視察を含め、5回の会議を開催し、検討を行った。

注 3：「返還施設の跡地利用に関する提言」

横浜市返還跡地利用構想検討委員会での議論をとりまとめたもの。跡地利用の全体テーマを「横浜から始める首都圏の環境再生」とし、これをうけて、旧上瀬谷通信施設の施設別テーマを「農・緑・防災の大規模な野外活動空間」と設定した。

注 4：米軍施設返還跡地利用指針

返還施設の跡地利用に関する提言や、提言に対して実施した市民意見募集の意見を受けて、横浜市としてとりまとめた米軍施設の跡地利用に関する指針。

注 5：横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画

米軍施設返還跡地利用指針の具体化に向け、横浜市としての今後の取組方針を明らかにし、跡地利用の具体化を図るためにまとめたもの。施設別行動計画として、旧上瀬谷通信施設は、環状 4 号線の八王子街道交差箇所早期整備を目指し、共同使用の手続を進めることを行動計画のポイントとしている。なお、本計画は、平成 23 年 3 月に改定しており、環状 4 号線の八王子街道交差箇所早期整備を目指すとともに、民間土地所有者と跡地利用の検討を進めることを行動計画の当面の目標と更新している。

(4) 土地利用ゾーンの配置について

配置については、上位計画や事業実施想定区域周辺の土地利用状況を踏まえ、以下の前提条件のもと環境にも配慮して設定しました。

① 現況の環境に配慮した計画

事業実施想定区域及びその周辺は、貴重な自然環境や農地が残されています。事業実施想定区域の南東部には、瀬谷市民の森と連続した樹林環境を形成している樹林や和泉川源流域が手つかずのまま存在し、様々な生物の生息・生育地となっていることが考えられます。従って、「公園・防災ゾーン」を南東部に配置することで既存緑地である市民の森と連携させた配置とするとともに、環境の変化を最小限に抑え、現況の環境に配慮した計画とします。

② 営農意向を踏まえた計画

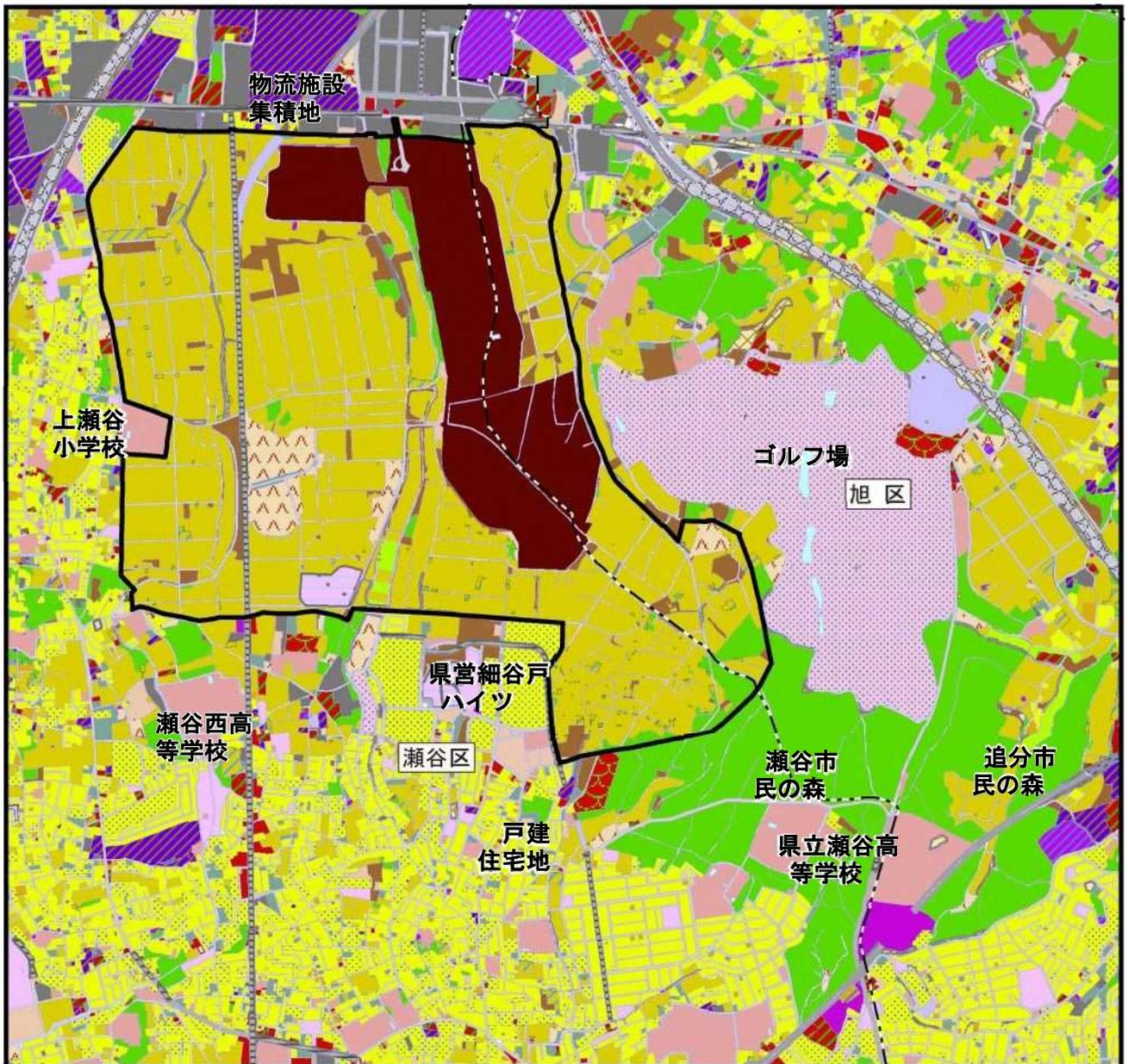
営農意向を踏まえ、現在のまとまりのある農地を基本とし、旭区・瀬谷区にそれぞれ「農業振興ゾーン」を配置します。

③ 周辺の土地利用に配慮した計画

土地利用現況図は図 2.3-9 に示すとおりです。

事業実施想定区域の南東側は、民間ゴルフ場や瀬谷市民の森などが広がり、西側から南側には、集合住宅や戸建住宅、北側は交通利便性の良さから物流施設等が集積されています。また、上瀬谷小学校が事業実施想定区域の西側に立地しています。

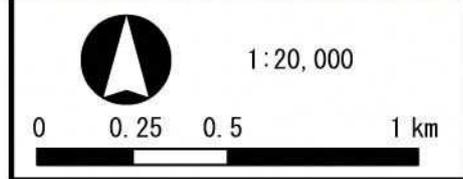
周辺環境への影響が比較的大きいことが想定される「観光・賑わいゾーン」については、住宅地と可能な限り離隔をもって配置し、「物流ゾーン」は既存の物流施設集積エリア周辺である北側へ配置するとともに、環状4号線への交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮し、環状4号線東側へ配置します。



凡例

対象事業実施想定区域
 市区界

- | | | |
|---------|------------|-------------|
| 田 | 住宅用地 | 文教厚生用地 |
| 畑 | 集合住宅用地 | 運輸倉庫用地 |
| 農業用施設用地 | 店舗併用住宅用地 | 重化学工業用地 |
| 平坦地山林 | 店舗併用集合住宅用地 | 供給処理施設用地 |
| 河川・水路 | 作業所併用住宅 | 防衛用地 |
| 湖沼 | 業務用地 | 都市公園 |
| プール・貯水槽 | 商業用地 | ゴルフ場 |
| 荒れ地 | 宿泊娯楽施設用地 | その他オープンスペース |
| 海浜 | 商業用地（複合系） | 未利用地 |
| 人工法面等 | 公共用地 | 取壊・変更工事中 |



- | | |
|------------|------------|
| 駐車場 | 道路：その他 |
| その他空地 | 道路：15m～22m |
| 自動車専用道路 | 道路：12m～15m |
| 道路：幅員22m以上 | 道路：6m～12m |
| 道路：4m未満 | 道路：4m～6m |

資料：横浜市建築局平成25年基礎調査データ（地図情報レベル2500）より作成
 【横浜市地形図複製承認番号 令元建都計第9054号】

図 2.3-9 土地利用現況図

(5) 上位計画

都市計画第一種事業は以下に示す上位計画を踏まえ、これらとの整合を図りつつ計画の検討がなされています。

- ① 横浜市中期4か年計画 2018～2021
- ② 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- ③ 都市計画マスタープラン・旭区プラン
- ④ 都市計画マスタープラン・瀬谷区プラン
- ⑤ 横浜市水と緑の基本計画
- ⑥ 横浜都市農業推進プラン

2.3.5 都市計画第一種事業以外の事業により整備される公共施設等について

(1) 交通整備

事業実施想定区域の大規模な土地利用転換に伴う交通需要への対応や、横浜市郊外部の活性化拠点の形成に資することを目的に、相鉄本線瀬谷駅周辺から旧上瀬谷通信施設地区周辺にかけて、新たな交通として中量軌道輸送システム*1)を整備する「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業(表2.3-5参照)」を進めており、都市計画第一種事業と同時期に「横浜市環境影響評価条例」(平成22年12月横浜市条例第46号)に基づく計画段階配慮を行っています。

表 2.3-5 (仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業の概要

項目	内容
計画区域	起点：横浜市瀬谷区中央、本郷三丁目、瀬谷四丁目 終点：横浜市瀬谷区瀬谷町
延長	約 2.8km
構造形式	地下式、地表式、高架式
駅施設	(仮称)瀬谷駅 (仮称)上瀬谷駅
車両基地	(仮称)上瀬谷車両基地(約 5.0ha)
単線、複線の別	複線

(2) 公園整備

事業実施想定区域の「公園・防災ゾーン」と「観光・賑わいゾーン」の一部において、広域的に利用される公園を整備する「(仮称)上瀬谷通信施設公園整備事業(表2.3-6参照)」を進めており、都市計画第一種事業と同時期に「横浜市環境影響評価条例」(平成22年12月横浜市条例第46号)に基づく計画段階配慮を行っています。

表 2.3-6 (仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業の概要

項目	内容
計画区域	横浜市旭区上川井町、瀬谷区瀬谷町
事業の種類	運動施設、レクリエーション施設等の建設：都市公園の新設
敷地面積	約 63ha
形質変更区域面積	約 63ha

*1) 中量軌道輸送システム：新交通システム(AGT)、都市モノレール、LRT等

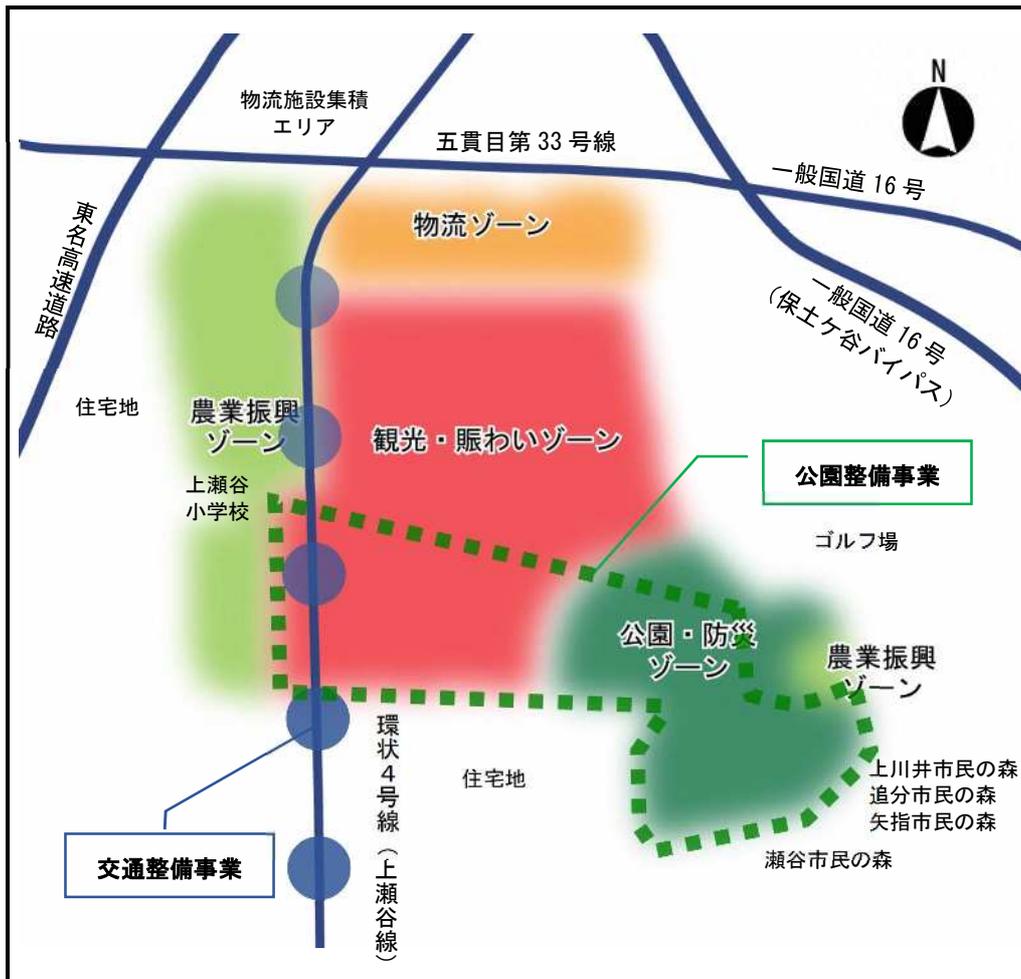


図 2.3-10 都市計画第一種事業以外の事業により整備される公共施設

第3章 事業実施想定区域及びその周辺の概況

3.1 調査対象地域等の設定

事業実施想定区域及びその周辺における自然的社会的状況に関する情報を収集し、当該地域の地域特性の把握に努めました。

自然的社会的状況に関する情報の収集は、図 3.1-1 に示すとおり、本事業の影響を網羅できる範囲として、事業実施想定区域を中心とした約 4 km 四方を含む区域（以下、「調査区域」といいます。）を対象として行うことを基本としました。統計データの情報収集に関しては、神奈川県横浜市瀬谷区、神奈川県横浜市旭区、神奈川県横浜市緑区、神奈川県大和市、東京都町田市の 2 市 3 区（以下、「調査対象地域」といいます。）を対象としました。

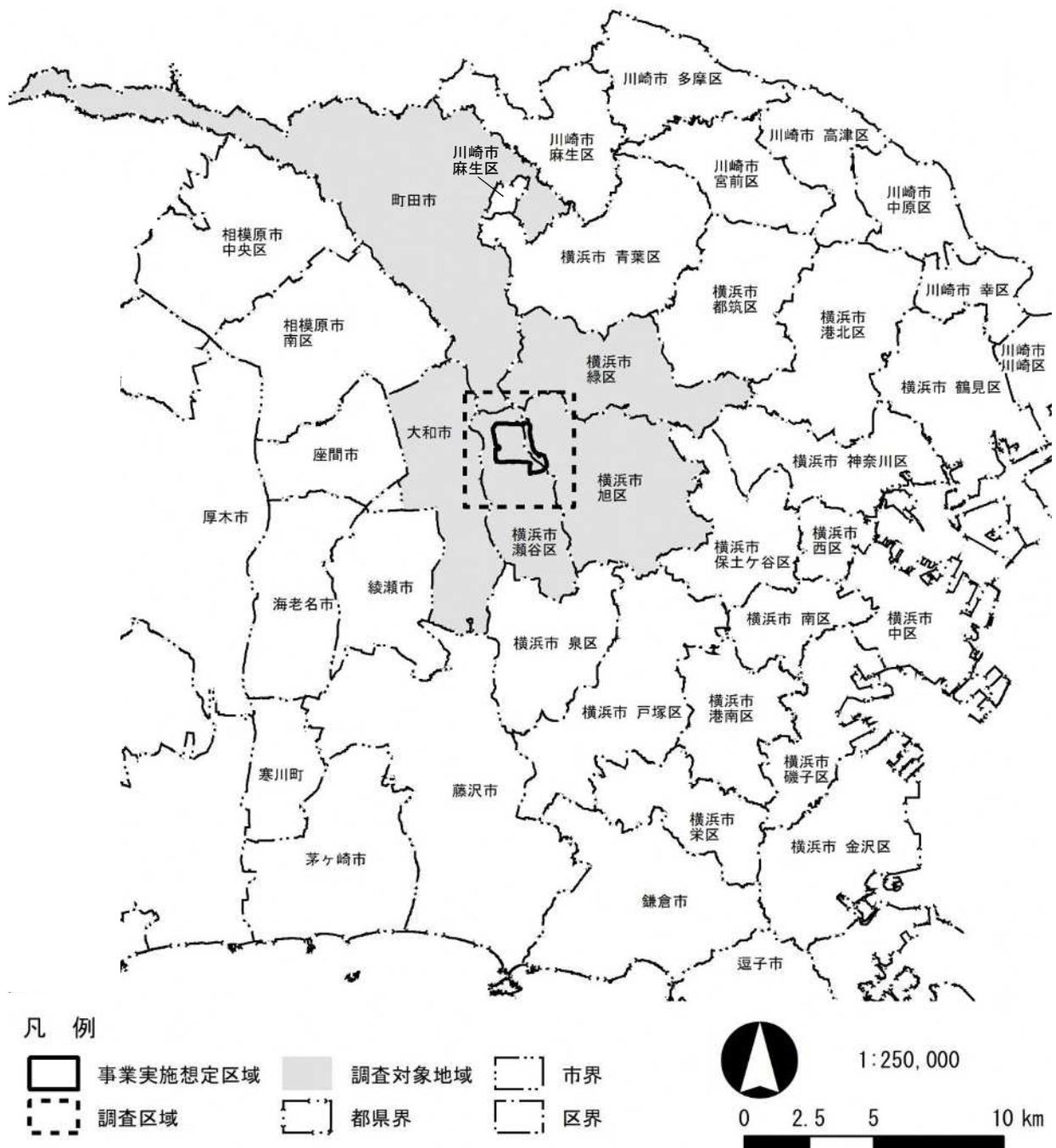


図 3.1-1 調査対象地域等の位置

3.2 自然的、社会的状況の概要

事業実施想定区域及びその周辺における自然的、社会的状況に関する情報を収集し、当該地域の地域特性の把握に努めました。その概要は表 3.2-1 に示すとおりです。

表 3.2-1(1) 地域の概況

項目		事業実施想定区域及びその周辺地域の状況	
自然的状況	大気環境の状況	気象	横浜地方気象台における平成 30 年度の平均気温は 17.1℃、平均湿度 68%、平均風速 3.7m/s、最多風向は北、降水総量 1,573.5mm となっています。
		大気質	調査区域にある一般環境大気測定局である「南瀬谷小学校測定局」及び「大和市役所測定局」における平成 29 年度の測定結果は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質、ダイオキシン類について環境基準に適合していましたが、光化学オキシダントについては、環境基準に不適合でした。 自動車排出ガス測定局である「都岡小学校測定局」及び「大和市深見台小学校測定局」における平成 29 年度の測定結果は、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素及び微小粒子状物質のいずれも環境基準に適合していました。
		騒音	道路交通騒音については、調査区域にある 7 地点の測定場所のうち、丸子中山茅ヶ崎線（瀬谷区二ツ橋町）、一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）（旭区上川井町）、一般国道 16 号（町田市鶴間 1685-2 付近）の昼間及び夜間、一般国道 246 号（大和市中鶴間 2-12 付近）の夜間が環境基準に不適合でした。 一般環境騒音については、調査区域にある 8 地点の測定場所のうち、旭区下川井町の夜間が環境基準に不適合でした。
		振動	道路交通振動については、調査区域にある 2 地点の測定場所（一般国道 246 号（大和市中鶴間 2-12 付近）、同（大和市深見西 8-10 付近））において昼間、夜間とも要請限度を下回っていました。
	悪臭	調査区域においては、公的機関による悪臭の測定はなされていません。また、「悪臭防止法施行令」（昭和 47 年 5 月政令第 207 号）に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は事業実施想定区域に存在しませんでした。	
水環境の状況	水象	事業実施想定区域内には、大門川、相沢川及び堀谷戸川が、その周辺では東側には帷子川、南側には和泉川、西側には境川が流れています。各河川流量の年平均値は、大門川 0.021m ³ /s、相沢川 0.017m ³ /s、堀谷戸川 0.034m ³ /s、帷子川 3.150m ³ /s、和泉川 0.047m ³ /s、境川 0.570～2.130m ³ /s となっています。 また、事業実施想定区域の北東側及び南東側の周辺には湧水がみられます。	
	水質	【河川水の水質】 鶴間橋（境川）の pH、BOD、SS、DO は、平成 25～29 年の 5 年間に於いて環境基準に適合しています。また、中川橋（大門川）の BOD、DO 及び中井橋（堀谷戸川）の pH、BOD、DO は、最近 5 年間に於いて環境基準に適合していますが、中川橋（大門川）の pH は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて環境基準に不適合でした。 【地下水の水質】 平成 25 年度から平成 29 年度において、瀬谷区本郷一丁目、瀬谷区本郷二丁目、瀬谷区相沢三丁目、旭区下川井町で環境基準に不適合でした。	
土壌及び地盤の状況	土壌	事業実施想定区域には、厚層多腐植質黒ボク土、腐植質黒ボクグライ土及び人工改変台地土が分布しています。	
	土壌汚染	調査区域内には、形質変更時要届出区域が 1 箇所あり、瀬谷駅の南側に位置しています。また、事業実施想定区域は、戦前は旧日本海軍の倉庫施設が存在していました。	
	地盤	事業実施想定区域がある行政区分において、瀬谷区の観測水準点数は 13 地点のうち沈下点数は 11 地点で、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。旭区の観測水準点は 13 地点であり、全点で沈下していますが、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。なお、大和市及び町田市については、調査区域内に公表されている観測水準点はありませんでした。 調査区域の大部分は丘陵地及び台地面となっており、軟弱地盤の層厚は 0～5m となっています。	

表 3.2-1(2) 地域の概況

項目		事業実施想定区域及びその周辺地域の状況	
自然的状況	地形及び地質の状況	<p>地形</p> <p>事業実施想定区域の地形は、主に武蔵野段丘面群となっています。事業実施想定区域の標高は、おおむね 60cm 以上 80m 未満であり、東側に標高 80m 以上 100m 未満の丘陵地があります。</p> <p>三保町の谷津田景観（三保市民の森）は保全すべき地形として、「日本の地形レッドデータブック 第2集―保全すべき地形―」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 14 年 3 月）に記載されています。</p> <p>地質</p> <p>事業実施想定区域には武蔵野ローム層、相模層群・下末吉ローム層、立川ローム層等が分布しており、川沿いには沖積層が分布しています。</p> <p>土砂災害関係法令による指定状況</p> <p>調査区域において、砂防指定地、地すべり防止区域、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林は指定されていません。</p> <p>事業実施想定区域内には、急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はありませんが、北東側の一部が土砂災害警戒区域に指定されています。</p> <p>災害の状況</p> <p>【地震】 調査区域では、元禄型関東地震で震度 6 弱～6 強、東京湾北部地震で震度 5 弱～6 弱、南海トラフ巨大地震で震度 5 弱～6 弱の揺れが想定されています。</p> <p>【浸水想定区域】 事業実施想定区域において、大門川及び相沢川の周辺が浸水のおそれのある区域となっています。内水による浸水想定区域は、事業実施想定区域の西側において、浸水深が 0 cm～2 cm 未満、2 cm～20 cm 未満の地域が散在しています。</p> <p>【液状化】 事業実施想定区域周辺には元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震において「液状化危険度が高い」、「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」とされる区域が一部存在しています。</p>	
	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	動物	<p>【動物相の概要】 調査区域の動物相の概要として、哺乳類 14 種、鳥類 149 種、爬虫類 11 種、両生類 10 種、昆虫類等 823 種、魚類 47 種、陸産貝類 32 種及び底生動物 99 種が確認されています。</p> <p>【動物の重要な種】 学術上又は希少性の観点から重要な種は、哺乳類 2 種、鳥類 68 種、爬虫類 5 種、両生類 8 種、昆虫類等 55 種、魚類 18 種、陸産貝類 5 種及び底生動物 7 種が確認されています。</p> <p>【動物の注目すべき生息地】 調査区域には、「ホタル生息確認地域」及び「トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）」が存在しており、事業実施想定区域には「ホタル生息確認地域」が含まれています。</p>
		植物	<p>【植物相の概要】 調査区域の植物相の概要として、維管束植物（シダ植物及び種子植物）953 種が確認されています。</p> <p>【植生の概要】 事業実施想定区域の現存植生は、主に畑雑草群落及びゴルフ場・芝地であり、他にクヌギ-コナラ群集、低木群落、水田雑草群落、果樹園等が分布しています。潜在自然植生としては、シラカシ群集・ケヤキ亜群集、シラカシ群集・典型亜群集及びハンノキ群落が成立するとされています。</p> <p>【重要な種及び重要な群落】 植物の重要な種は、ミズニラをはじめとする 56 科 127 種でした。調査区域には、横浜市指定の天然記念物である日枝社のケヤキ、大和市指定の天然記念物であるハルニレ（なんじゃもんじゃの木）が確認されています。調査区域には、植生自然度 10 に該当する植生はなく、植生自然度 9 に該当する植生として、シラカシ群集が確認されています。事業実施想定区域内には、植物の重要な群落等は確認されませんでした。</p> <p>調査区域には、自然環境保全基礎調査（環境省）により選定された「巨樹・巨木林」が 1 本、一般社団法人 日本樹木医会 神奈川県支部により選定された「名木」が 2 本、横浜市の名木古木保存事業における「名木古木」（情報公開されている樹木に限る。）が 13 本指定されています。</p>

表 3.2-1(3) 地域の概況

項目		事業実施想定区域及びその周辺地域の状況
自然的 状況	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	<p>【環境類型区分】 調査区域の植生は、樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、草地（代償植生）、植林地・耕作地植生、市街地等、水域の6つの環境類型区分に分類され、事業実施想定区域の環境類型区分は主に植林地・耕作地植生となっています。また、調査区域及び事業実施想定区域には、水域として河川及び湧水が存在します。</p> <p>【生態系の概要】 調査区域の生態系は、樹林環境（樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、植林地・耕作地植生）と草地環境（草地（代償植生）、植林地・耕作地植生）を基盤に成立しているものと考えられます。</p> <p>陸生の生態系では、スギ・ヒノキ・サワラ植林、コナラ群落、シラカシ群集、畑雑草群落、牧草地等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはカミキリムシ類等の草食性の昆虫類や、ノウサギ等の草食性の哺乳類が、第二次消費者としてはトンボ類等の肉食性昆虫類等が生息します。また、第三次消費者としてはカラ類、ヒバリ、キジ等の鳥類、カエル類等の両生類、トカゲ類等の爬虫類、第四次消費者としてはヘビ類等の爬虫類、第五次消費者としてはタヌキ等の雑食性又は肉食性の哺乳類が生息し、さらに、これらを餌とする最上位の消費者として、オオタカ等の猛禽類が生息すると考えられます。</p> <p>水域の生態系では、開放水域（河川）の植生を基盤とするオオカナダモ、ヒメガマ等の植物を生産者として、第一次消費者としてはタニシ等の草食性の貝類等が、第二次消費者としてはトンボ類やテナガエビ等の肉食性昆虫類等やフナ類等の魚類が、第三次消費者としてはウグイ、ナマズ等の肉食性の魚類やシギ類、チドリ類等の鳥類が生息します。さらに、これらを餌とするミサゴ等の猛禽類やアオサギ等の大型鳥類が飛来すると考えられます。</p> <p>また、水域の中でも特に湧水では、一年を通して水温がほぼ一定である特殊な環境であり、特殊な生態系が形成されています。湧水内の藻類を生産者として、第一次消費者としてはカワニナ等の草食性の底生動物等が、第二次消費者としてはヘイケボタル等の底生動物、第三次消費者としては雑食性のホトケドジョウ等の魚類、第四次消費者としてはオニヤンマ等の肉食性の底生動物が生息し、さらに、これらを餌とするカワセミ等の鳥類が飛来すると考えられます。</p> <p>【重要な自然環境のまとまりの場合】 事業実施想定区域及びその周辺の重要な自然環境のまとまりの場合としては、植生自然度9（シラカシ群集）、追分特別緑地保全地区をはじめとする9箇所の特別緑地保全地区、生物多様性保全上重要な里地里山（三保・新治、川井・矢指・上瀬谷）、ホテル生息確認地域、トンボ池等主なエコアップスポット、湧水（瀬谷市民の森等）、緑の10大拠点があります。</p>
	景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	<p>【事業実施想定区域及びその周辺の景観の概況】 事業実施想定区域は、緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観となっています。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています。</p> <p>【主要な眺望点の分布及び概況】 事業実施想定区域からおおむね3kmの範囲には、展望台や峠の景観などの特筆すべき眺望点はありませんが、不特定多数の人が集まる要素を持った市民の森や公園などがあります。</p> <p>【景観資源の分布及び概況】 事業実施想定区域における景観資源は、海軍道路沿いの桜並木や、農地景観があります。また、調査区域では、東側に隣接する川井・矢指風致地区の緑地などがあります。事業実施想定区域からは遠景となりますが、富士山や丹沢の山並みについても、重要な景観資源といえます。</p> <p>【主要な眺望景観の概況】 事業実施想定区域及びその周辺は、緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観が中心となっており、住宅地や工場、高速道路などの人工的な景観も見られます。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています。丹沢の山並みは事業実施想定区域においては西方向から西南西方向に眺望でき、富士山についてはその奥に、山頂部のごく一部が眺望できる状況です。</p> <p>【法令等による指定状況】 調査区域は、「景観法」に基づく景観計画区域となっています。また、調査区域には、「都市計画法」に基づく風致地区があります。</p>

表 3. 2-1 (4) 地域の概況

項目		事業実施想定区域及びその周辺地域の状況		
自然的状況	景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	人と自然との触れ合いの活動の場	<p>【人と自然との触れ合いの活動の場の状況】 ハイキングコースとしては、事業実施想定区域南西方向の鎌倉古道・上道（かみつみち）の瀬谷駅北側ルート沿いに「鎌倉古道 北コース」、事業実施想定区域南東方向の瀬谷駅から瀬谷市民の森をとおる、三ツ境駅までのルート沿いに「武相国境・緑の森コース」が存在します。また、森林浴や昆虫、植物、野鳥観察などができ、子どもも大人も楽しめる森林公園である瀬谷市民の森（18.8ha）が事業実施想定区域の南東側に存在します。</p> <p>事業実施想定区域の中央を通る海軍道路をはじめ、瀬谷中央公園、境川沿い、鎌倉古道沿い、東野第一公園は、桜の見どころスポットとなっています。</p> <p>【法令等による指定状況】 特別緑地保全地区や桜の名所とされる都市公園、各市条例に基づく市民の森や保全緑地などがあります。</p> <p>【野外レクリエーション等に係る計画等】 横浜市では、特に観光振興計画を策定していませんが、都市計画第一種事業に関連する計画としては、旧上瀬谷通信施設地区を会場とし、2027年3月～9月に国際園芸博覧会の開催を目指しています。</p>	
	社会的状況	人口及び産業の状況	人口の状況	<p>調査対象地域のうち、事業実施想定区域がある瀬谷区の人口は122,828人、1世帯あたりの人員は2.40人、人口密度は7,179人/km²、旭区の人口は245,747人、1世帯あたりの人員は2.34人、人口密度は7,497人/km²となっています。平成26年から平成30年の人口等の推移を見ると、瀬谷区及び旭区では、人口は減少傾向がみられ、世帯数は平成27年以降から増加傾向がみられます。</p>
			産業	<p>調査対象地域のうち、事業実施想定区域がある瀬谷区及び旭区では、事業所数が最も多いのは卸売業、小売業となっています。また、従業者数が最も多いのは、瀬谷区では卸売業、小売業、旭区では医療、福祉となっています。</p>
土地利用の状況	土地利用の状況	土地利用の状況	<p>事業実施想定区域はそのほとんどがその他の農用地で、事業実施想定区域の南側から西側にかけて主に低層建物、北側は工場となっており、物流施設が集積しています。事業実施想定区域の南東側は森林及びゴルフ場となっています。</p>	
	土地利用規制の状況	土地利用規制の状況	<p>調査区域全体が都市地域となっています。事業実施想定区域及びその周辺に農業地域が指定されており、事業実施区域内の一部が森林地域に指定されています。調査区域には、自然公園地域、自然保全地域の指定はありません。</p> <p>事業実施想定区域内の一部が農業振興地域又は農用地域に指定されているほか、上川井農業専用地区及び上瀬谷農業専用地区に指定されており、事業実施想定区域内の一部が地域森林計画対象民有林に指定されています。</p> <p>事業実施想定区域の周辺は、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、準工業地域、近隣商業地域に指定されています。事業実施想定区域の大部分が市街化調整区域に指定されています。</p> <p>調査区域には、特別緑地保全地区の区域がありますが、緑地保全地域はありません。</p>	
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	水利用の状況	水利用の状況	<p>事業実施想定区域周辺に水道水源として取水されている河川水はなく、事業実施想定区域が位置する瀬谷区及び旭区は、主に道志川系統の水の給水区域となっています。</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、帷子川、大門川、相沢川、和泉川、境川が流れており、和泉川の鍋屋堰で農業用水を取水していますが、工業用水としての取水はありません。</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺においては、内水面漁業の漁業権は設定されていません。</p> <p>事業実施想定区域内の地下水利用施設として、「横浜市環境創造局農政推進課（上瀬谷跡地利用推進事業）」及び「高齢者子ども等が農体験で交流する場づくり実行委員会」の2施設があります。また、事業実施想定区域内において井戸施設の設置工事を行っており、令和2年度から供用開始を予定しています。調査区域における湧水の利用の実態については把握されていません。</p>	

表 3.2-1(5) 地域の概況

項目		事業実施想定区域及びその周辺地域の状況	
社会的状況	交通の状況	道路交通の状況	事業実施想定区域には環状4号線（上瀬谷線）が南北に通っており、事業実施想定区域の北側には五貫目第33号線、南側には瀬谷柏尾線が通っています。調査区域には、横浜市営バス、神奈川中央交通バス、相鉄バス、大和市コミュニティバスが運行しています。
		鉄道の状況	調査区域の最寄りの駅は、相鉄本線の瀬谷駅です。瀬谷駅の乗車人員は、平成27年度以降おおむね横ばい（22,000人/日程度）で推移しています。
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	事業実施想定区域周辺の主な教育機関等は、「横浜三育小学校」、「上瀬谷小学校」、「横浜市細谷戸保育園」があります。主な医療機関等は、「聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院」があります。主な官公庁等は、「横浜卸本町簡易郵便局」、「中瀬谷消防出張所」があります。主な福祉施設等は、「シャローム横浜」、等があります。主な市民利用施設等は、南西側に「中屋敷地区センター」があります。主な公園・緑地等は、北東側に「上川井市坂公園」、西側に「上瀬谷公園」、「上瀬谷町東公園」、「竹村町公園」があります。住宅地については、主に事業実施想定区域の南側に隣接する地域に細谷戸団地が、西から南西側に隣接する地域には瀬谷町、竹村町、中屋敷の集落が立地しています。	
	下水道の整備状況	事業実施想定区域が位置する瀬谷区では、下水道処理人口普及率が99.9%、下水道処理面積普及率が65.6%、旭区では、下水道処理人口普及率が99.9%、下水道処理面積普及率が68.9%となっています。また、事業実施想定区域においては、下水道は整備されていません。	
	環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	都市計画第一種事業に係る環境関連法令等としては、環境基本法や神奈川県環境基本条例、横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例をはじめ、神奈川県生活環境の保全等に関する条例、横浜市生活環境の保全等に係る条例、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法、廃棄物関連の諸法令、自然環境保全関連の諸法令、災害防止の諸法令、地球環境保全関連の諸法令、景観、まちづくり方針、文化財等に係る諸法令等があります。	
	文化財等の状況	指定・登録文化財	調査区域の史跡、名勝、天然記念物としては、日枝社のケヤキ（横浜市指定天然記念物）、旧小倉家住宅宅地（大和市指定史跡）があります。なお、調査区域には名勝として指定された文化財はありません。調査区域には、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区はありません。事業実施想定区域内には、指定・登録文化財はありません。
		埋蔵文化財の状況	事業実施想定区域内をはじめ、調査区域には、埋蔵文化財包蔵地があります。
その他の事項	公害苦情処理件数	事業実施想定区域がある瀬谷区及び旭区において、公害苦情総数はそれぞれ36件及び90件であり、瀬谷区では大気汚染、旭区では騒音及び悪臭、緑区では悪臭、大和市では騒音、町田市では大気汚染が最も多くなっています。	
	廃棄物処理施設の状況	一般廃棄物の平成25年度以降の総排出量（ごみと資源の総量）は、横浜市と大和市においては漸減傾向にあり、町田市では平成27年度までは増加傾向でしたが、その後は減少傾向に転じています。産業廃棄物の平成25年度以降の発生量については、横浜市ではほぼ横ばいですが、最終処分量は減少傾向にあります。	
	その他の環境の保全を目的とした計画等	都市計画第一種事業に係る計画等としては、横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ3R夢プラン～、横浜市水と緑の基本計画、横浜みどりアップ計画[2019-2023]、横浜市都市農業推進プラン（2019-2023）、横浜市防災計画震災対策編、横浜市景観計画、横浜市景観ビジョン、横浜市公共事業景観ガイドライン、横浜市都市計画マスタープラン・区プラン、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画、横浜市SDGs未来都市計画などがあります。	

第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の方法

4.1 計画段階配慮事項の選定

計画段階配慮事項については、「都市計画主務省令*¹⁾ 第2条の規定により読み替えて適用される改正主務省令*²⁾ 第5条第1項」に基づき、都市計画第一種事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下、「影響要因」といいます。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下、「環境要素」といいます。）に及ぼす影響の重大性を踏まえて選定しました。なお、「都市計画主務省令*¹⁾ 第2条の規定により読み替えて適用される改正主務省令*²⁾ 第5条第2項」に基づき、対象とする影響要因は、工事が完了した後の土地または工作物の存在及び供用としました。

計画段階配慮事項の選定結果は表 4.1-1 に示すとおりであり、改正主務省令第5条第3項に掲げられている環境要素の中から「地盤」、「土壌」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」を選定しました。

計画段階配慮事項として選定した理由は表 4.1-2 に、選定しなかった理由は表 4.1-3 に示すとおりです。

*1) 都市計画主務省令；土地区画整理事業が都市計画に定められる場合における当該土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月建設省令第22号、令和元年6月28日改正）

*2) 改正主務省令；土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月建設省令第13号、平成25年4月1日改正）

表 4.1-1 計画段階配慮事項の選定

環境要素の区分			影響要因の区分	土地または工作物の存在及び供用	
				敷地の存在 (土地の改変)	構造物の存在
環境の自然的構成要素の良好な状態の維持	地形及び地質	重要な地形及び地質	×	—	
		地盤	地盤の安定性	○	—
		地盤沈下	×	—	
	土 壤	土壌汚染	○	—	
		重要な土壌	×	—	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動 物	重要な種及び注目すべき生息地	○	—	
	植 物	重要な種及び群落	○	—	
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	—	
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景 観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	○	

注1：○：参考項目の中から選定した事項
 ×：参考項目であるが影響が想定されないため選定しなかった事項
 —：参考項目でなく、かつ、選定しなかった事項

表 4.1-2 計画段階配慮事項として選定した理由

環境要素	影響要因	選定した理由	
環境の自然的構成要素の良好な状態の維持	地盤（地盤の安定性）	敷地の存在（土地の改変）	事業実施想定区域に土砂災害警戒区域が存在します。土地の改変により、地盤の安定性に影響が及ぶおそれがあることから選定しました。
	土壌（土壌汚染）	敷地の存在（土地の改変）	土地利用履歴から事業実施想定区域内において有害物質が取り扱われていた可能性があります。土地の改変により、汚染された土壌の拡散が懸念されることから選定しました。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	敷地の存在（土地の改変）	事業実施想定区域では、動物の重要な種が生息している可能性があります。土地の改変により、動物の重要な種の生息環境に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。
	植物	敷地の存在（土地の改変）	事業実施想定区域では、植物の重要な種が生育している可能性があります。土地の改変により、植物の重要な種の生育環境に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。
	生態系	敷地の存在（土地の改変）	事業実施想定区域では、地域を特徴づける生態系の場が確認されています。土地の改変により、地域を特徴づける生態系の場に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在	事業実施想定区域では、主要な眺望点及び景観資源が存在しています。土地の改変、構造物の存在により、主要な眺望点からの眺望景観及び景観資源に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。
	人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在	事業実施想定区域では、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在しています。土地の改変、構造物の存在により、人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。

表 4.1-3 計画段階配慮事項として選定しなかった理由

環境要素	影響要因	選定しなかった理由
環境の自然的構成要素の良好な状態の維持	地形及び地質	敷地の存在（土地の改変） 事業実施想定区域及びその周辺には、日本の地形レッドデータブック等に記載されているような重要な地形及び地質は存在せず、土地の改変、構造物の存在による重要な地形及び地質への影響は想定されないことから選定していません。
	地盤（地盤沈下）	敷地の存在（土地の改変） 事業実施想定区域及びその周辺には、事業の実施による地下水の汲上等の影響要因が想定されないことから選定していません。
	土壌（重要な土壌）	敷地の存在（土地の改変） 事業実施想定区域及びその周辺には、重要な土壌は存在せず、土地の改変、構造物の存在による重要な土壌への影響は想定されないことから選定していません。

4.2 調査、予測及び評価の方法

選定した計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の方法は、計画熟度の低い段階において、適切かつ簡易的に把握できる手法とし、表 4.2-1 に示すとおりとしました。

表 4.2-1(1) 選定した計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の方法

環境要素	影響要因	調査の手法	予測の手法	評価の手法
環境の自然的構成要素の良好な状態の維持	施設の存在 (土地の改変)	【調査項目】 ・地盤の安定性 【調査方法】 ・既存資料の整理	土砂災害防止の観点から留意すべき地域の分布図と、事業実施想定区域とを重ね合わせるにより、立地を回避できているかどうかを定性的に把握します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への重大な影響が回避、又は低減されているかを評価します。
		【調査項目】 ・土壌汚染の状況 【調査方法】 ・既存資料の整理 ・ヒアリング	土壌汚染の可能性がある土地利用履歴を有する地域の分布図と事業実施想定区域とを重ね合わせるにより、土壌汚染の拡散が懸念される地域への立地を回避できているかどうかを把握します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、土壌汚染の拡散が懸念される地域への重大な影響が回避、又は低減されているかを評価します。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	敷地の存在 (土地の改変)	【調査項目】 ・重要な種及び注目すべき生息地の状況 【調査方法】 ・既存資料の整理	事業実施想定区域と動物の重要な種の生息環境及び注目すべき生息地の重ね合わせにより、直接的改変の有無による生息環境への影響を把握します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響が回避、又は低減されているかを評価します。
		【調査項目】 ・重要な種及び植物群落の状況 ・植生の状況 【調査方法】 ・既存資料の整理	事業実施想定区域と重要な種の生育環境、重要な植物群落及び巨樹・巨木林の重ね合わせにより、直接的改変の有無による生育環境への影響について把握します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、植物の重要な種への影響が回避、又は低減されているかを評価します。
		【調査項目】 ・重要な自然環境のまとまりの場の分布状況 【調査方法】 ・既存資料の整理	事業実施想定区域と重要な自然環境のまとまりの場の重ね合わせにより、直接的改変の有無及び程度を把握します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う重要な自然環境のまとまりの場の消失などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価します。

表 4.2-1(2) 選定した計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の方法

環境要素	影響要因	調査の手法	予測の手法	評価の手法
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	<p>敷地の存在 (土地の改変)、構造物の存在</p> <p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観資源の状況 ・ 主要な眺望点及び眺望景観の状況 <p>【調査方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存資料の整理 ・ 現地踏査 	<p>直接的改変については、主要な眺望点及び景観資源の分布図と事業実施想定区域とを重ね合わせることにより、改変による消失の有無及び分布が縮小する面積等を把握します。</p> <p>眺望景観への支障の可能性については、眺望点及び眺望対象となる景観資源との位置関係から予測します。</p>	<p>予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う眺望点及び景観資源の消失、主要な眺望景観の阻害などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価します。</p>
	人と自然との触れ合いの活動の場	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 <p>【調査方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存資料の整理 ・ 現地踏査 	<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布図と、事業実施想定区域とを重ね合わせることにより、改変による消失の有無、分布が縮小する面積等を把握します。</p>	<p>予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う人と自然との触れ合いの活動の場の消失などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価します。</p>

第5章 調査、予測及び評価の結果

5.1 地盤

5.1.1 調査結果

事業実施想定区域は、概して平坦地または起伏のなだらかな土地が大部分を占めています。事業実施想定区域の北東部分の五貫目第33号線斜面（旭区上川井町）の一部において、土砂災害警戒区域に指定されている箇所があります。なお、事業実施想定区域においては、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林の指定はありません。

5.1.2 予測結果

図5.1-1によれば、事業実施想定区域の北東部分に土砂災害警戒区域があり、当該箇所は物流ゾーンに接する地域に該当します。したがって、土砂災害警戒区域が事業実施想定区域と重複しているため、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地が回避できていません。

5.1.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

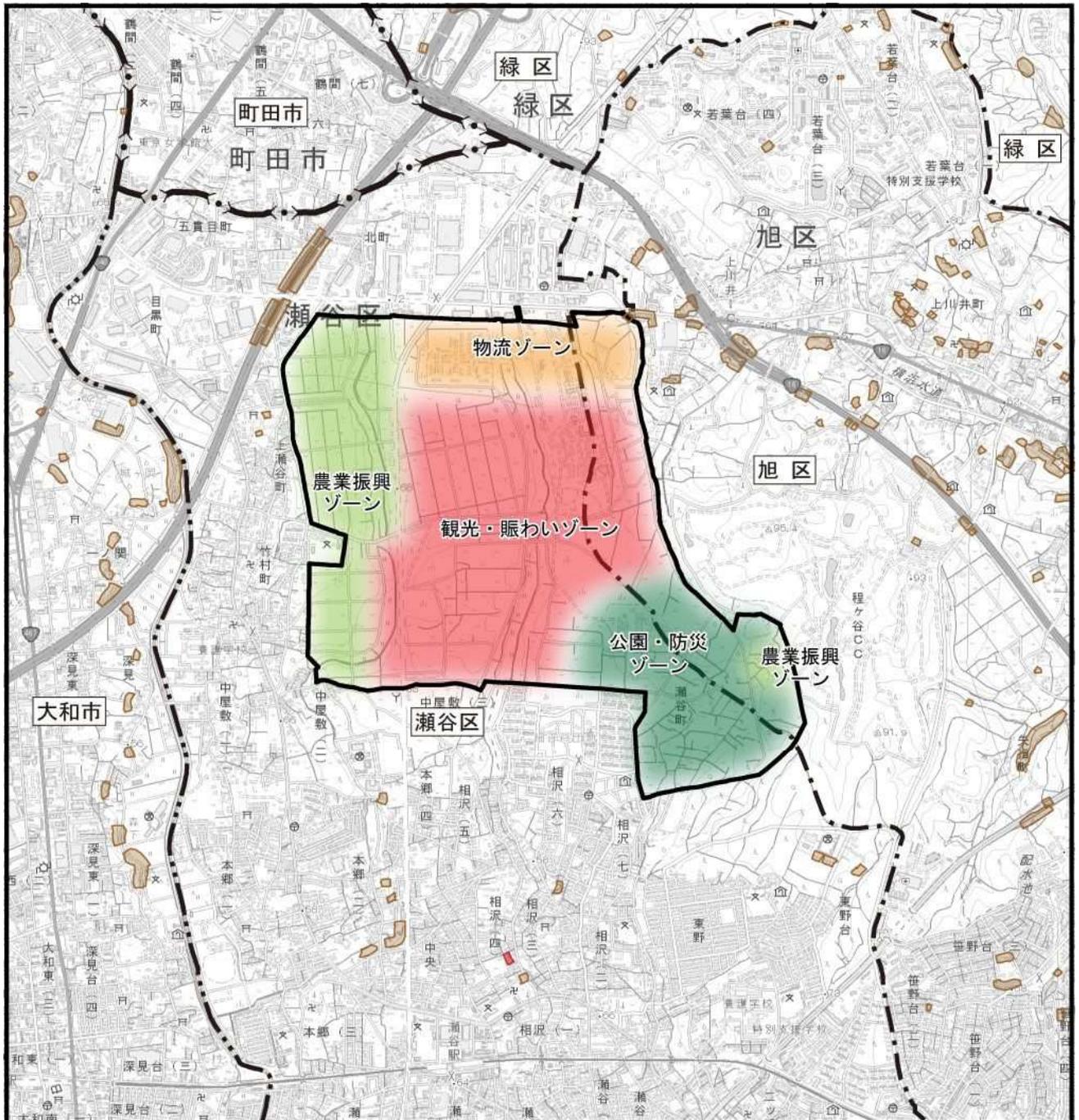
予測結果によれば、事業実施想定区域に土砂災害警戒区域があるため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・土砂災害警戒区域及びその周辺における土地利用の制限または地盤の安定性に配慮した適切な造成計画立案

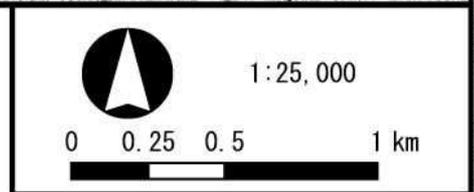
(3) 評価結果

土砂災害警戒区域に指定されている箇所及びその周辺において造成等を行う場合にあっては、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地を回避できませんが、その改変範囲はわずかであるため、地盤の安定性への影響は軽微だと想定されます。また、実施段階の環境影響評価において、前述の環境保全措置を具体化することで、地盤の安定性に係る影響が実行可能な範囲内で回避、又は低減されるものと評価します。



凡例

- | | |
|------------|-----------|
| 事業実施想定区域 | 農業振興ゾーン |
| 都県界 | 公園・防災ゾーン |
| 市界 | 観光・賑わいゾーン |
| 区界 | 物流ゾーン |
| 急傾斜地崩壊危険区域 | |
| 土砂災害警戒区域 | |



資料：「瀬谷区・旭区・緑区土砂災害ハザードマップ（平成26年12月）」（横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧）
 「大和市防災マップ（2019年2月発行）」（大和市ホームページ 令和元年9月閲覧）
 「東京都土砂災害警戒区域等マップ」（東京都建設局ホームページ 令和元年9月閲覧）

図 5.1-1 事業計画及び土砂災害警戒区域の配置図

5.2 土壌

5.2.1 調査結果

調査区域においては、特に自然由来の土壌汚染に関する情報はなく、重金属等の鉱物に関する鉱業権の設定もありません。

一方、第二次世界大戦戦時中及びそれ以前においては、旧日本海軍の資材集結所等の施設として利用されていた時期があり、戦後米軍に接收された後には通信施設として利用されていた土地利用履歴があります。したがって、当時特定有害物質が扱われていた可能性は否定できないため、過去の土地利用の状況を調査しました。

事業実施想定区域内において戦時中及び戦後において建造物が配置されていた箇所について、過去の空中写真により調査した結果を図 5.2-1 に示します。これによると、旧日本海軍の建造物があった場所（図中の黄色と橙色の部分）は環状 4 号線（上瀬谷線）沿道付近にあり、米軍通信施設関連の建造物があった場所（図中の紫色と緑色の部分）は五貫目第 33 号線沿道付近にあります。

なお、「都市計画マスタープラン・瀬谷区プラン」（横浜市瀬谷区・横浜市都市整備局 平成 29 年 3 月改訂版）によれば、事業実施想定区域の土地利用について、以下のように記述されています。

区の北部に位置する旧上瀬谷通信施設については、もとは農地や山林でしたが、戦前に旧日本海軍が買収し、資材集結所等に使用していました。戦後は、進駐軍に接收され、1947（昭和 22）年に一度は接收解除されましたが、1951（昭和 26）年に再び接收され通信施設として利用されてきました。

5.2.2 予測結果

「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）に基づく形質変更時要届出区域は事業実施想定区域にはありません。

一方、旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲は、図 5.2-1 に示すとおりです。

したがって、旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲が事業実施想定区域と重複しているため、土壌汚染の拡散が懸念される地域への立地を回避できない可能性があります。

5.2.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、土壌汚染の拡散が懸念される地域への重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、事業実施想定区域に旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲があるため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・土地の造成等により形質変更を行う範囲における、「土壌汚染対策法」（平成14年5月法律第53号）や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」（平成14年12月横浜市条例第58号）に基づく適切な対応（土壌汚染状況の把握を含みます。）

(3) 評価結果

旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲を改変する場合にあっては、土壌汚染の拡散が懸念される地域への立地が回避できない可能性があり、一定の影響が想定されます。

これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価並びに「土壌汚染対策法」（平成14年5月法律第53号）や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」（平成14年12月横浜市条例第58号）に基づく手続において、前述の環境保全措置を具体化することで、土壌汚染に係る影響を実行可能な範囲内で回避、又は低減されるものと評価します。

5.3 動物

5.3.1 調査結果

(1) 動物の重要な種

動物の重要な種は、文献その他の資料により確認された種について、表 5.3-1 の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、重要な種としては、哺乳類 2 種、鳥類 68 種、爬虫類 5 種、両生類 8 種、昆虫類等 55 種、魚類 18 種、陸産貝類 5 種及び底生動物 7 種が確認されています。

表 5.3-1 重要な種の選定基準（動物）

選定基準		
①	「文化財保護法」、「神奈川県文化財保護条例」、「東京都文化財保護条例」、「横浜市文化財保護条例」、「大和市文化財保護条例」及び「町田市文化財保護条例」に基づく天然記念物	国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横市天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物等	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 特定：特定国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
③	「環境省レッドリスト 2019」（環境省 平成 31 年 1 月）の掲載種	EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
④	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年）	EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、注目：注目種、DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

(2) 動物の注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地については、表 5.3-2 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、表 5.3-3 に示すとおり、調査区域には、「ホタル生息確認地域」及び「トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）」が存在しており、事業実施想定区域には「ホタル生息確認地域」が含まれています。

表 5-3-2(1) 動物の注目すべき生息地の選定基準

選定基準		
①	「文化財保護法」、「神奈川県文化財保護条例」、「東京都文化財保護条例」、「横浜市文化財保護条例」、「大和市文化財保護条例」及び「町田市文化財保護条例」に基づく天然記念物	国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横市天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく生息地等保護区	生息：生息地等保護区
③	「自然環境保全法」（昭和47年6月法律第85号）	原生：原生自然環境保全地域 自然：自然環境保全地域
④	「神奈川県自然環境等保全条例」（昭和47年10月神奈川県条例第52号）	県自然：神奈川県自然環境保全地域
⑤	「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年12月東京都条例216号）	都自然：東京都自然環境保全地域
⑥	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年9月条約第7号）	自遺：自然遺産
⑦	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（ラムサール条約）（昭和55年9月条約第28号）	基準1：特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地 基準2：絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 基準3：生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地 基準4：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 基準5：定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地 基準6：水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地 基準7：固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地 基準8：魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地 基準9：湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の1パーセントを定期的に支えている湿地
⑧	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月法律第88号）	都道府県指定鳥獣保護区 国指定鳥獣保護区 特：特別保護地区 特指：特別保護指定区域

表 5.3-2(2) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準		
⑨	<p>「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」 (環境省 平成28年4月)</p>	<p>基準1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準2：希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準3：多様な生物相を有している場合 基準4：特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合 基準5：生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、産卵場等）である場合</p>
⑩	<p>「重要野鳥生息地（IBA）」（日本野鳥の会ホームページ 令和元年9月閲覧）</p>	<p>A1：世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地 A2：生息地域限定種（Restricted-range species）が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地 A3：ある1種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が1つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地 ※バイオーム：それぞれの環境に生きている生物全体 A4 i：群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 ii：群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 iii：1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 iv：渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト</p>
⑪	<p>「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパンホームページ 令和元年9月閲覧）</p>	<p>危機性：IUCNのレッドリストの地域絶滅危惧種（CR、EN、VU）に分類された種が生息／生育する 非代替性：a) 限られた範囲にのみ分布している種（RR）が生息／生育する、b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種が生息／生育する、c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所、d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地、e) バイオリージョンに限定される種群が生息／生育する</p>
⑫	<p>「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定）</p>	<p>ホタル生息確認地域：1983年に横浜市郊外研究所（現環境科学研究所）で行ったホタル分布調査に基づき、その後生息が確認された地域 トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）：横浜市で把握している主なエコアップスポット（トンボ池や生き物サンクチュアリなど、生物の生息に配慮して整備したり改修した池・遊水地・せせらぎなどの小規模なビオトープ）</p>

表 5.3-3 動物の注目すべき生息地

選定基準	区分
⑫ 「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」	ホタル生息確認地域
	トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）

資料：「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定）

5.3.2 予測結果

(1) 動物の重要な種

土地の改変による生息環境の変化に伴う動物の重要な種に対する影響を予測した結果は、表 5.3-4 及び図 5.3-1 のとおりです。

なお、主な生息環境については「神奈川県レッドデータブック 2006 WEB 版」（神奈川県ホームページ 令和元年9月閲覧）等を参照しました。

(2) 動物の注目すべき生息地

土地の改変による動物の注目すべき生息地に対する影響を予測しました。

調査区域及び事業実施想定区域には、ホタル生息確認地域が存在します。土地の改変に伴う直接的改変により、ホタル生息確認地域の一部が改変される可能性があり、面積の減少により、影響が生じる可能性があるかと予測します。

なお、トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）は、事業実施想定区域内に存在しないことから、土地の改変に伴う直接的改変は生じないと予測します。

表 5.3-4(1) 動物の重要な種への影響の予測結果

主な生息環境	分類	種名	影響の予測結果
樹林	哺乳類	キツネ (1種)	直接改変により消失する樹林は、調査区域全体の1割未満であり、事業実施想定区域周辺に同様の環境が広く分布しています。これらを勘案すると、重要な種は周辺の樹林に移動し、直接的改変による重要な種の生息環境の改変の程度は小さいと予測します。
	鳥類	ヤマドリ、アオバト、ミゾゴイ、カッコウ、アオバズク、フクロウ、アカショウビン、ブッポウソウ、サンショウクイ、サンコウチョウ、チゴモズ、キクイタダキ、コガラ、ヤブサメ、メボソムシクイ、エゾムシクイ、センダイムシクイ、トラツグミ、クロツグミ、アカハラ、ルリビタキ、コサメビタキ、キビタキ、オオルリ、クロジ (25種)	
	両生類	アズマヒキガエル (1種)	
	昆虫類等	ハルゼミ、ミヤマクワガタ、ウバタマムシ、ウバタマコメツキ、ムネアカクロハナカミキリ、マルクビケマダラカミキリ、トラフカミキリ、シロスジカミキリ、ネジロカミキリ、ホソバセセリ、ミドリシジミ、スミナガシ本土亜種、オオムラサキ、コシロシタバ、(14種)	
	陸産貝類	サドヤマトガイ (1種)	
樹林・草地	鳥類	ヨタカ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、モズ、ビンズイ、カワラヒワ、アオジ (10種)	直接的改変により、調査区域内の樹林は1割未満、草地は約4割が消失します。樹林については、周辺にも同様の環境が広く分布していること、改変の程度が小さいことから、生息環境の改変の程度は小さいと予測します。草地については、農業振興ゾーンでは既存農地を生かした整備が行われます。公園・防災ゾーン等では、周辺緑地や農業振興ゾーンとの緑の連坦性を確保できるように、緑地の創出を行います。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	昆虫類等	クツワムシ、オオミノガ、クロシジミ (3種)	
樹林・水域 (溪流・池)	両生類	ナガレタゴガエル、モリアオガエル (2種)	事業実施想定区域内において、主な生息環境である水域 (溪流・池) がみられないことから、直接的改変による生息環境の消失はないと予測します。
樹林・水辺・湿地 (水田等)	両生類	ニホンアカガエル、シュレーゲルアオガエル (2種)	直接的改変により、調査区域内の樹林は1割未満、水田等の水辺・湿地は約2割が消失します。樹林については、周辺にも同様の環境が広く分布していること、改変の程度が小さいことから、生息環境の改変の程度は小さいと予測します。大門川沿いの水辺・湿地の多くは農業振興ゾーンに位置し、既存農地を生かした整備が行われる計画です。また、後述する環境保全措置において (p. 5-13 参照)、水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	爬虫類	ニホンマムシ (1種)	
草地	鳥類	ウズラ、ヒメアマツバメ、ヒバリ、ツバメ、オオヨシキリ、ホオアカ (6種)	直接的改変により、調査区域内の草地の約4割が消失しますが、農業振興ゾーンでは既存農地を生かした整備が行われます。公園・防災ゾーン等では、周辺緑地や農業振興ゾーンとの緑の連坦性を確保できるように、緑地の創出を行います。これらを勘案すると、重要な種はこのような草地に移動し、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	爬虫類	ヒガシニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ (3種)	
	昆虫類等	ヒガシキリギリス、ホソハンミョウ、ギンイチモンジセセリ、ミヤマチャバネセセリ、オオチャバネセセリ、ヒメシロチョウ (6種)	

表 5.3-4(2) 動物の重要な種への影響の予測結果

主な生息環境	分類	種名	影響の予測結果
水辺・湿地(水田、河川敷)	哺乳類	イタチ (1種)	直接的改変により、水田等の水辺・湿地は約2割が消失します。大門川沿いの水辺・湿地の多くは農業振興ゾーンに位置し、既存農地を生かした整備が行われる計画です。また、後述する環境保全措置において (p.5-13 参照)、水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	昆虫類等	シルビアシジミ (1種)	
水辺・湿地(水田、湿地等)・水域(河川等)	鳥類	アカツクシガモ、チュウサギ、ヒクイナ、タゲリ、ヤマシギ、タシギ、クサシギ、キアシシギ、ハマシギ、タマシギ、セッカ、キセキレイ、セグロセキレイ、オオジュリン (14種)	直接的改変により、水田等の水辺・湿地は約2割が消失します。水域については、用水路等の改修により、事業実施想定区域内の大門川(約1.7km)及び相沢川(約1.5km)に直接的改変による影響が想定されます。大門川沿いの水辺・湿地の多くは農業振興ゾーンに位置し、既存農地を生かした整備が行われる計画です。また、後述する環境保全措置において (p.5-13 参照)、汚濁水の流出対策や水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	爬虫類	ヤマカガシ (1種)	
	両生類	アカハライモリ、トウキョウダルマガエル、ツチガエル (3種)	
	昆虫類等	キイトトンボ、モートンイトトンボ、ハグロトンボ、キイロサナエ、コサナエ、カトリヤンマ、サラサヤンマ、タカネトンボ、シオヤトンボ、チョウトンボ、ナツアカネ、マユタテアカネ、ヒメアカネ、ミヤマアカネ、オオアメンボ、コオイムシ、タガメ、ゲンゴロウ、コガムシ、ガムシ、ヘイケボタル (21種)	
水域(水田、用水路等)	魚類	ドジョウ、カマツカ、ナマズ、ミナミメダカ (4種)	
	底生動物	マルタニシ、オオタニシ、コンダカヒメモノアラガイ、マシジミ (4種)	
水辺・湿地(水田等)・止水域	陸産貝類	イナバママメタニシ、ヒラマキミズマイマイ、ヒラマキガイモドキ (3種)	
水辺・湿地(河川敷、海岸等)・水域(池沼、干潟等)	鳥類	オシドリ、トモエガモ、ヨシゴイ、ササゴイ、ダイゼン、イカルチドリ、コチドリ、イソシギ、コアジサシ、ハヤブサ、コシアカツバメ、オオセッカ、カワガラス (13種)	事業実施想定区域内において、主な生息環境がみられないことから、直接的改変による生息環境の消失はないと予測します。
	陸産貝類	コウフオカモノアラガイ (1種)	
河川敷	陸産貝類	コウフオカモノアラガイ (1種)	
水域(源流域、池沼等)	昆虫類等	クロイトトンボ、セスジイトトンボ、ベニイトトンボ、モノサシトンボ、オツネイトトンボ、ヤマサナエ、コヤマトンボ、コフキトンボ、マイコアカネ、リスアカネ (10種)	
	魚類	サクラマス(ヤマメ)、カジカ、オオヨシノボリ (3種)	
上流域等	底生動物	ヤマサナエ (1種)	
	魚類	ハス (1種)	
河川・湖沼池沼	底生動物	ツブゲンゴロウ (1種)	
	魚類	コイ、キンブナ、アブラハヤ、ウグイ、ゼゼラ、ニゴイ、シマドジョウ、ボウズハゼ (8種)	用水路等の改修により、事業実施想定区域内の大門川(約1.7km)及び相沢川(約1.5km)に直接的改変による影響が想定されます。後述する環境保全措置において (p.5-13 参照)、汚濁水の流出対策や水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
底生動物	ハグロトンボ (1種)		
谷戸、湧水等	魚類	スナヤツメ類、ホトケドジョウ (2種)	瀬谷市民の森に湧水が分布していることから、本種が生息している可能性は否定できません。しかし、周辺にも湧水が分布しており、後述する環境保全措置において (p.5-13 参照)、汚濁水の流出対策や水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じることから、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。

5.3.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、動物の重要な種の生息環境及び注目すべき生息地の一部が消失するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施
- ・緑の連担性を確保し、動物の生息域の分断を抑える措置
- ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生息環境への影響低減
- ・水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくり

(3) 評価結果

樹林、水田等の水辺及び河川などの水域の一部並びにホタル生息確認地域の一部が消失するため、これらの環境に生息する動物の重要な種及びホタル生息確認地域には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生息する動物の重要な種には重大な影響があると考えます。

これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る影響が実行可能な範囲内で低減できるものと評価します。

5.4 植物

5.4.1 調査結果

(1) 植物の重要な種

植物の重要な種は、文献その他の資料で確認された種について、表 5.4-1 の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、重要な種は 56 科 127 種が確認されています。

(2) 重要な群落

植物の重要な群落は、表 5.4-1 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、調査区域における植物の重要な群落は、横浜市指定の天然記念物である日枝社のケヤキ、大和市指定の天然記念物であるハルニレ（なんじゃもんじゃの木）及び植生自然度 9 の群落（シラカン群集）が存在します。

事業実施想定区域内には、植物に係る重要な群落は存在しません。

表 5.4-1(1) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		重要な種	重要な群落
①	「文化財保護法」、「神奈川県文化財保護条例」、「東京都文化財保護条例」、「横浜市文化財保護条例」、「大和市文化財保護条例」及び「町田市文化財保護条例」に基づく天然記念物	国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横市天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物	○
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物等	国際：国内希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 特定：特定国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	○
③	「環境省レッドリスト 2019」（環境省 平成 31 年 1 月）の掲載種	EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群	○
④	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年）	EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 IA 類、EN：絶滅危惧 IB 類、VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、注目：注目種、DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群	○
⑤	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年）に記載された植物群落（群落複合）	群落複合：モザイク状に成立していたり、成帯構造をもつなど、隣接した植物群落をまとめてとらえることが相応しいと考えられる群落	○
⑥	「横浜の植物」（横浜植物会 平成 15 年 7 月）	Ex-A：絶滅種（Ex）のうち、分布域・分布量が限られた種 Ex-B：絶滅種（Ex）のうち、横浜市全域にみられた種 En-A：絶滅寸前（En）のうち、分布域・分布量が限られた種 En-B：絶滅寸前（En）のうち、横浜市全域にみられた種 V-A：危急種（V）のうち、分布域・分布量が限られた種 V-B：危急種（V）のうち、横浜市全域にみられた種 R：準絶滅危惧種	○

表 5. 4-1 (2) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		重要な種	重要な群落	
⑦	「第2回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁昭和56年度)、「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁昭和63年度)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁平成12年3月)に掲載されている特定植物群落	A: 原生林もしくはそれに近い自然林 B: 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C: 比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D: 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であつても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G: 乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H: その他、学術上重要な植物群落または個体群		○
⑧	「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成8年4月)に掲載の植物群落	4: 緊急に対策必要 3: 対策必要 2: 破壊の危惧 1: 要注意		○
⑨	「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省平成28年)の1/50,000植生図に示される自然度10及び9の群落	植生自然度10: 自然草原(高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区) 植生自然度9: 自然林(エゾマツトドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区)		○

(3) 巨樹・巨木林等

調査区域における巨樹・巨木林及び名木古木等は、16件指定されていますが、事業実施想定区域内にはありません。

5.4.2 予測結果

(1) 植物の重要な種

重要な種に対する予測結果は、表 5.4-2 のとおりです。

表 5.4-2 植物の重要な種への影響の予測結果

主な生育環境	種名	影響の予測結果
樹林	ナツノハナワラビ、オオキジノオ、キジノオシダ、ナチクジャク、サクライカグマ、エンシュウベニシダ、イヌイワイタチシダ、ムクゲシケシダ、マメヅタ、モミ、ヤマナラシ、ナガバヤブマオ、カテンソウ、イラクサ、マツグミ、ヤナギイノコズチ、フサザクラ、イチリンソウ、アズマイチゲ、ツヅラフジ、ヤマエンゴサク、ヤマブキノソウ、マルバコンロンソウ、ノリウツギ、マメザクラ、ヤブザクラ、アワブキ、キツリフネ、クロツバラ、サンカクヅル、ヒカゲスミレ、セントウソウ、セリモドキ、シヤクジョウソウ、ギンリョウソウ、イチヤクソウ、ナツハゼ、キヌタソウ、ヤブムグラ、ヤマルリソウ、ルリソウ、カイジンドウ、ジュウニヒトエ、イガホオズキ、レンブクソウ、ソバナ、キキョウ、ノブキ、モミジガサ、コヤブタバコ、ユキザサ、キダチノネズミガヤ、イヌアワ、エビネ、キンラン、サガミラン、クマガイソウ (57 種)	直接改変により消失する樹林は、調査区域全体の1割未満であり、事業実施想定区域周辺に同様の環境が広く分布しています。これらを勘案すると、直接的改変による重要な種の生育環境の改変の程度は小さいと予測します。
樹林・草地	ワダソウ、ウマノアシガタ、イカリソウ、ホドイモ、アリノトウグサ、ホタルサイコ、ヤマツツジ、リンドウ、ヒメトラノオ、ゴマノハグサ、ヤマミヅイチゴツナギ、タガネソウ (12 種)	直接的改変により、調査区域内の樹林は1割未満、草地は約4割が消失します。樹林については、周辺にも同様の環境が広く分布していること、改変の程度が小さいことから、生育環境の改変の程度は小さいと予測します。草地については、農業振興ゾーンでは既存農地を生かした整備が行われます。公園・防災ゾーン等では、周辺緑地や農業振興ゾーンとの緑の連坦性を確保できるよう、緑地の創出を行います。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生育環境がある程度維持されるものと予測します。
草地	コヒロハハナヤスリ、オキナグサ、ヒロハノカワラサイコ、イヌハギ、マキエハギ、タチフウロ、ノジトラノオ、スズサイコ、ツルカコソウ、キセワタ、オミナエシ、ヒメシオン、タカアザミ、アキノハハコグサ、ノニガナ、センボンヤリ、コバギボウシ、アマナ、ノハナショウブ、アヤメ、ハネガヤ、ミノボロ、エナシヒゴクサ、マツバスゲ、ビロードスゲ、ヌカスゲ、センダイスゲ (27 種)	直接的改変により、調査区域内の草地の約4割が消失しますが、農業振興ゾーンでは既存農地を生かした整備が行われます。公園・防災ゾーン等では、周辺緑地や農業振興ゾーンとの緑の連坦性を確保できるよう、緑地の創出を行います。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生育環境がある程度維持されるものと予測します。
水辺・湿地 (水田等)	ミズワラビ、サンショウモ、サクラタデ、ハンゲショウ、タコノアシ、レンリソウ、ミズマツバ、ウスゲチョウジタデ、ホソバノヨツバムグラ、ミゾコウジュ、ヒメナミキ、シソクサ、サワシロギク、タウコギ、サワヒヨドリ、カセンソウ、トウゴクヘラオモダカ、ミズタカモジグサ、ヤマアワ、クログワイ、クロテンツキ、コマツカサススキ (22 種)	直接的改変により、水田等の水辺・湿地は約2割が消失します。大門川沿いの水辺・湿地の多くは農業振興ゾーンに位置し、既存農地を生かした整備が行われる計画です。また、後述する環境保全措置において (p. 5-17 参照)、水辺の湿性草地や乾性草地環境の回復、復元又は創出を講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生育環境がある程度維持されるものと予測します。
水域 (河川・水田・水路等)	ミズニラ、ササバモ、アイノコイトモ、ヤナギモ、リュウノヒゲモ (5 種)	用水路等の改修により、事業実施想定区域内の大門川 (約 1.7km) 及び相沢川 (約 1.5km) に直接的改変による影響が想定されます。後述する環境保全措置において (p. 5-17 参照)、汚濁水の流出対策を講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生育環境がある程度維持されるものと予測します。
水辺・湿地 (渓流域等)	メヤブソテツ、ムカゴイラクサ (2 種)	事業実施想定区域内において、主な生育環境である渓流域がみられないことから、直接的改変による生育環境の消失はないと予測します。
海岸	アシタバ (1 種)	
汽水域	カワツルモ (1 種)	

5.4.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、植物の重要な種への影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、植物の重要な種の生息環境が消失するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施
- ・緑の連担性を確保し、植物の生育域の分断を抑える措置
- ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生育環境への影響低減
- ・地域の潜在自然植生に配慮した植栽の選定等
- ・水辺の湿性草地や乾性草地環境の回復、復元又は創出

(3) 評価結果

樹林、草地、水田等の水辺及び河川等の水域の一部が消失するため、これらの環境に生育する植物の重要な種には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生育する植物の重要な種には重大な影響があると考えます。

これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることとします。また、移植可能なものについては、移植による代償措置を図るなど植物の生育環境に配慮します。これらの取り組みにより、植物の重要な種に係る影響が実行可能な範囲内で低減できるものと評価します。

なお、重要な植物群落及び巨樹・巨木林等については、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。

5.5 生態系

5.5.1 調査結果

重要な自然環境のまとまりの場を、表 5.5-1 及び図 5.5-1 に示しました。

(1) 環境影響を受けやすい種又は場等

調査区域には、自然植生として植生自然度 9（シラカシ群集）が存在していますが、事業実施想定区域内には該当するものではありません。

(2) 環境保全の観点から法令等により指定された種又は場等

調査区域には、「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月法律第 72 号）に基づく特別緑地保全地区に指定された区域がありますが、事業実施想定区域内には該当するものではありません。

(3) 法令による指定はないが地域により重要な種又は場

調査区域には、生物多様性保全上重要な里地里山、ホタル生息確認地域及びトンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）、湧水及び緑の 10 大拠点が存在します。

環境省が生物多様性保全上重要な里地里山として選定した三保・新治、川井・矢指・上瀬谷地区及び横浜市が緑の 10 大拠点として位置付けている川井・矢指・上瀬谷地区は、事業実施想定区域全域が該当します。また、事業実施想定区域内には、ホタル生息確認地域及び湧水が存在します。

5.5.2 予測結果

重要な自然環境のまとまりの場と事業実施想定区域の位置関係は図 5.5-1 に、影響の予測結果は表 5.5-2 に示します。

生物多様性保全上重要な里地里山の位置・範囲はおおよそを示したものですが、事業実施想定区域全域が生物多様性保全上重要な里地里山に指定されていることから、直接的改変により面積の減少が生じると予測します。

ホタル生息確認地域については、調査区域内に 8 か所存在し、そのうち 3 か所が直接的改変により面積の減少が生じると予測します。

湧水については、調査区域内に 6 か所存在し、そのうち 3 か所が直接的改変により面積の減少が生じると予測します。

緑の 10 大拠点のうち川井・矢指・上瀬谷地区については、事業実施想定区域全域が緑の 10 大拠点に位置付けられていることから、直接的改変により面積の減少が生じると予測します。

表 5.5-1 重要な自然環境のまとまりの場

No.	重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
1	自然植生	植生自然度9 (シラカシ群集)	環境省植生図におけるシラカシ群集に該当する植生です。
2	特別緑地 保全地区	追分特別緑地保全地区	「都市緑地法」(昭和48年9月法律第72号)第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域です。
3		上川井町大貫谷特別緑地保全地区	
4		上川井町堀谷特別緑地保全地区	
5		上川井町中田谷特別緑地保全地区	
6		上川井町堂谷特別緑地保全地区	
7		上川井町露木谷特別緑地保全地区	
8		川井本町特別緑地保全地区	
9		三保特別緑地保全地区	
10		本郷三丁目特別緑地保全地区	
11		生物多様性 保全上重要な 里地里山	
12	ホタル生息確認地域		1983年に横浜市郊外研究所(現環境科学研究所)で行ったホタル分布調査に基づき、その後生息が確認された地域です。
13	トンボ池等主なエコアップスポット(点のビオトープ)		「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)において示されている横浜市で把握している主なエコアップスポット(トンボ池や生き物サンクチュアリなど、生物の生息に配慮して整備したり改修した池・遊水地・せせらぎなどの小規模なビオトープ)です。
14	湧水	瀬谷市民の森1(和泉川周辺の窪地)(瀬谷区瀬谷町)	「横浜の河川紹介(和泉川)」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)及び「横浜市内の湧水特性」(加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月)において示されている調査区域内の湧水の分布状況です。
15		瀬谷市民の森2(和泉川周辺の窪地)(瀬谷区瀬谷町)	
16		—(旭区上川井町2053付近)	
17		—(旭区上川井町)	
18		—(旭区川井本町)	
19		—(旭区笹野台)	
20	緑の 10大拠点	川井・矢指・上瀬谷地区	「横浜市水と緑の基本計画(平成28年6月改定)」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)において「緑の10大拠点」として位置づけられている、横浜市内を流れる河川の源・上流域、中流域の、まとまりのある樹林地や農地、湧水や水辺など多様な自然や里山景観が残されている、生き物の生育・生息環境としても重要である地域です。
21		三保・新治地区	

注1:表中のNo.は図5.5-1に対応しています。

資料:「都市緑化データベース」(国土交通省ホームページ 令和元年9月閲覧)

「第6回~第7回自然環境保全基礎調査」(環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和元年9月閲覧)

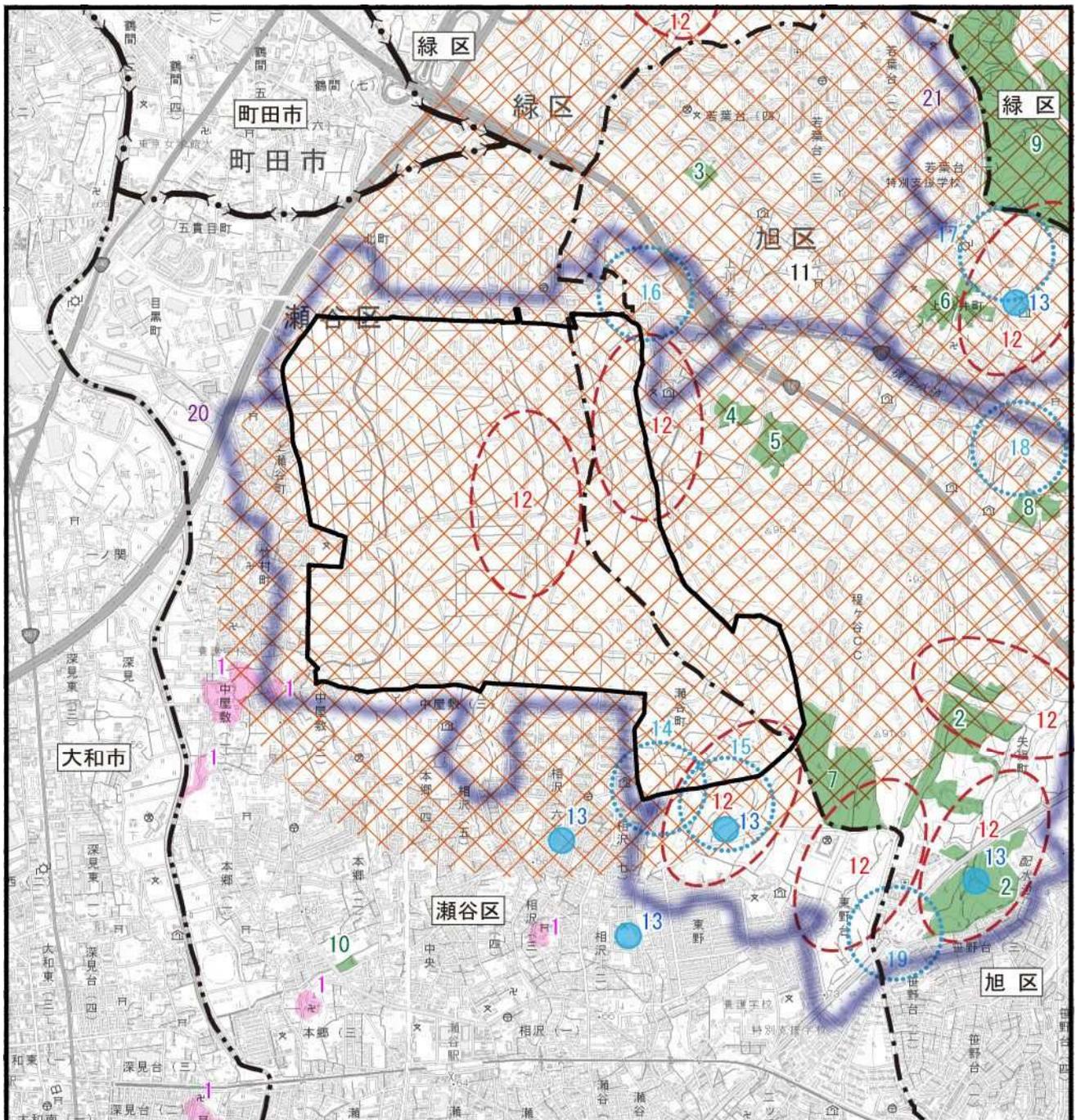
「生物多様性保全上重要な里地里山」(環境省ホームページ 令和元年9月閲覧)

「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)

「横浜の河川紹介(和泉川)」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)

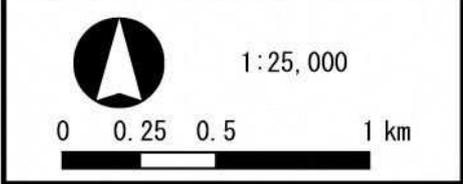
「横浜市内の湧水特性」(加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月)

「横浜市水と緑の基本計画(平成28年6月改定)」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)



凡例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 自然植生 植生自然度9
- ホタル生息確認地域
- 特別緑地保全地区
- トンボ池等主要エコアップスポット (点のピオトープ)
- 生物多様性保全上重要な里地里山
- 湧水の位置
- みどりの10大拠点



注1：図中の番号は表 5.5-1 に対応しています。

資料：「横浜市行政地図情報提供システム (文化財ハマ Site) (横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)」、「大和市の指定文化財一覧」(大和市ホームページ 令和元年9月閲覧)、「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」(環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和元年9月閲覧)、「生物多様性保全上重要な里地里山」(環境省ホームページ 令和元年9月閲覧)、「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)、「横浜の河川紹介 (和泉川)」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)、「横浜市内の湧水特性」(加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月)、「横浜市水と緑の基本計画 (平成28年6月改定)」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)、横浜市建築局都市計画決定データより作成【横浜市地形図複製承認番号 令建都計第9054号】

図 5.5-1 重要な自然環境のまとまりの場

表 5.5-2 重要な自然環境のまとまりの場への影響の予測結果

重要な自然環境のまとまりの場		影響の予測結果
自然植生	植生自然度 9 (シラカシ群集)	事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。
特別緑地保全地区	追分特別緑地保全地区	事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。
	上川井町大貫谷特別緑地保全地区	
	上川井町堀谷特別緑地保全地区	
	上川井町中田谷特別緑地保全地区	
	上川井町堂谷特別緑地保全地区	
	上川井町露木谷特別緑地保全地区	
	川井本町特別緑地保全地区	
	三保特別緑地保全地区	
本郷三丁目特別緑地保全地区		
生物多様性保全上重要な里地里山	三保・新治、川井・矢指・上瀬谷	事業実施想定区域全域 (約 242ha) は生物多様性保全上重要な里地里山に指定されていることから、直接的改変により「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」全体の面積の約 1 割が改変される可能性があり、重要な自然環境のまとまりの場が減少すると予測します。
ホタル生息確認地域		調査区域内にある 8 か所のホタル生息確認地域のうち、事業実施想定区域内には 3 か所分布しています。直接的改変により、1 か所は消失、2 か所はそれぞれ面積が約 4～5 割減少、調査区域全体でみると約 2 割減少する可能性があります。そのため、重要な自然環境のまとまりの場が減少すると予測します。
トンボ池等主なエコアップスポット (点のビオトープ)		事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。
湧水	瀬谷市民の森 1 (瀬谷区瀬谷町)	事業実施想定区域内に存在することから、直接的改変により消失する可能性があり、重要な自然環境のまとまりの場が減少すると予測します。
	瀬谷市民の森 2 (瀬谷区瀬谷町)	
	— (旭区上川井町 2053 付近)	事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。
	— (旭区上川井町)	
	— (旭区川井本町)	
— (旭区笹野台)		
緑の 10 大拠点	川井・矢指・上瀬谷地区	事業実施想定区域全域 (約 242ha) は緑の 10 大拠点に位置付けられていることから、直接的改変により「川井・矢指・上瀬谷地区」全体の面積の 3 割強が改変される可能性があり、重要な自然環境のまとまりの場が減少すると予測します。
	三保・新治地区	事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。

資料：「横浜市行政地図情報提供システム (文化財ハマ Site)」(横浜市ホームページ 令和元年 9 月閲覧)

「大和市の指定文化財一覧」(大和市ホームページ 令和元年 9 月閲覧)

「都市緑化データベース」(国土交通省ホームページ 令和元年 9 月閲覧)

「第 6 回～第 7 回自然環境保全基礎調査」(環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和元年 9 月閲覧)

「生物多様性保全上重要な里地里山」(環境省ホームページ 令和元年 9 月閲覧)

「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成 13 年 3 月改定)

「横浜市水と緑の基本計画 (平成 28 年 6 月改定)」(横浜市ホームページ 令和元年 9 月閲覧)

5.5.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う重要な自然環境のまとまりの場の消失などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、重要な自然環境のまとまりの場が消失又は減少するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施
- ・緑の連担性及び重要な自然環境のまとまりの場を確保し、生態系の分断を抑える措置
- ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による生態系への影響低減
- ・水辺を利用する多くの動植物が生息、生育可能な環境づくり

(3) 評価結果

事業実施想定区域の全域が生物多様性保全上重要な里地里山に選定されており、直接的改変により「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」全体の面積の約1割が減少します。ホタル生息確認地域は、直接的改変により1か所が消失、2か所は面積が約4～5割減少します。湧水は、調査区域内にある6か所のうち3か所が直接的改変により消失する可能性があります。事業実施想定区域の全域が緑の10大拠点に位置付けられており、直接的改変により「川井・矢指・上瀬谷地区」全体の面積の約3割強が減少します。これらを勘案すると、重要な自然環境のまとまりの場に重大な影響があると考えます。

これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、生態系に係る影響が実行可能な範囲内で低減できるものと評価します。

なお、植生自然度9、特別緑地保全地区、トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）は、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。

5.6 景観

5.6.1 調査結果

(1) 主要な眺望点及び眺望景観の状況

主要な眺望点及び眺望景観の状況については、表 5.6-1 にまとめました。各眺望点の位置は、図 5.6-1 に示すとおりです。

表 5.6-1(1) 主要な眺望点及び眺望景観の状況（事業実施想定区域からおおむね 3 km 圏）

区分	No.	名称	状況	資料 ^{注2}	視認性 ^{注3}	事業実施想定区域からの方向及び距離
主要な眺望点 (人が集まる要素をもった地区)	1	瀬谷市民の森	瀬谷区と旭区の境にある瀬谷区内で一番広い面積(18.8ha)を有する森林公園で、緑の景観に囲まれた市民の憩いの場となっていますが、展望施設などは特にありません。	①、②	×	南東、約 0.2km
	2	追分市民の森	帷子川の源流域のある自然豊かな森林です。谷戸の田園風景と樹林が一体となり、四季折々の自然を感じることができ、市民の憩いの場となっていますが、展望施設などは特にありません。	②	×	南東、約 0.7km
	3	矢指市民の森	中原街道に面し追分市民の森の隣にあるこの森は、懐かしいふるさとの景観になっています。追分市民の森や瀬谷市民の森と一体的に市民の憩いの場となっていますが、展望施設などは特にありません。	②	×	南東、約 0.9km
	4	上川井市民の森	西は瀬谷市民の森、東は追分市民の森に接し、スギ・ヒノキ等の針葉樹林主体の森です。林内にはせせらぎや湿地がみられますが、展望施設などは特にありません。	②	×	南東、約 0.2km
	5	東山ふれあいの森	和泉川中流の住宅地の中に残された樹林で、やすらぎのみち・こもれび街道などの散策路が整備されていますが、瀬谷駅よりも南に位置し、事業実施想定区域は眺望できません。	①	×	南、約 1.5km
	6	フィールドアスレチック横浜つくし野コース	一般国道 246 号沿いにあり、利用者も多いが、事業実施想定区域とは丘陵地で隔てられており、眺望できません。	③	×	北、約 2.5km
	7	深見歴史の森(城山史跡公園)	人が立ち入ることがないよう、遊歩道以外は柵で囲われています。なお、事業実施想定区域に近い境川沿いから事業実施想定区域方向は、東名高速道路や建物に遮られて眺望できません。	④	×	西、約 0.8km

表 5.6-1(2) 主要な眺望点及び眺望景観の状況（事業実施想定区域からおおむね3km圏）

区分	No.	名称	状況	資料 ^{注2}	視認性 ^{注3}	事業実施想定区域からの方向及び距離
主要な眺望点 (人が集まる要素をもった地区)	8	泉の森	引地川の源流付近にあり、水辺の自然と触れ合うことができるような遊歩道やキャンプ場、バーベキュー場が整備されており、多くの人々が訪れ、川沿いの低地が中心的に利用されています。ひなた山展望広場という施設は存在しますが、周囲は樹林に囲まれており、事業実施想定区域は眺望できません。また、亀甲山とされている場所も斜面の丘程度で、一帯は樹林となっており、同様に事業実施想定区域は眺望できません。	⑤	×	南西、約3.0km
	9	ふれあいの森	引地川沿いにあり、公園としての規模は泉の森に比較して小さくなっています。標高は事業実施想定区域よりも低く、かつ、市街地で隔てられているため事業実施想定区域は眺望できません。	⑤	×	南西、約2.7km
	10	鶴間公園	南町田グランベリーパーク駅から近く5.2haの広さを有する運動公園です。公園内は起伏に富み、市民の憩いの場となっており、運動目的や花見客で賑わいます。事業実施想定区域とは、市街地や高速道路で隔てられているため事業実施想定区域は眺望できません。 なお、2016年より実施の町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業に伴い、2018年4月から全面閉鎖されていましたが、2019年11月13日に開園されました。	⑥ ⑨	×	北西、約1.6km
	11	つくし野セントラルパーク	閑静な公園ですが、周囲が丘陵の樹林で囲まれているため、事業実施想定区域は眺望できません。	⑥	×	北、約2.6km
	12	三保市民の森	緑区と旭区の境にある森林公園で、地形に合わせた散策路が設定されています。展望施設はなく、事業実施想定区域は眺望できません。	⑦	×	北東、約2.0km
	13	新治市民の森	梅田川の流れに沿った豊かな樹林地と田園風景が広がる新治地区にあり、初心者向きから中・上級者向きの散策コースが設けられています。なお、事業実施想定区域方向には、樹林や建物に遮られて眺望できません。	⑦	×	北東、約2.6km
	14	よこはま動物園ズーラシア	世界中の野生動物を展示、飼育、繁殖させている国内最大級の動物園です。なお、事業実施想定区域方向には、樹林や建物に遮られて眺望できません。	⑧	×	北東、約2.7km

注1：表中のNo.は図5.6-1に対応しています。

注2：資料の番号は、下記の番号と対応しています。

注3：○：事業実施想定区域を視認できる。

×

資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)

②「市民の森」指定一覧 横浜市(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)

③「フィールドアスレチック横浜つくし野コース」(フィールドアスレチック横浜つくし野コースホームページ 令和元年9月閲覧)

④「大和市内の保全緑地」(大和市ホームページ 令和元年9月閲覧)

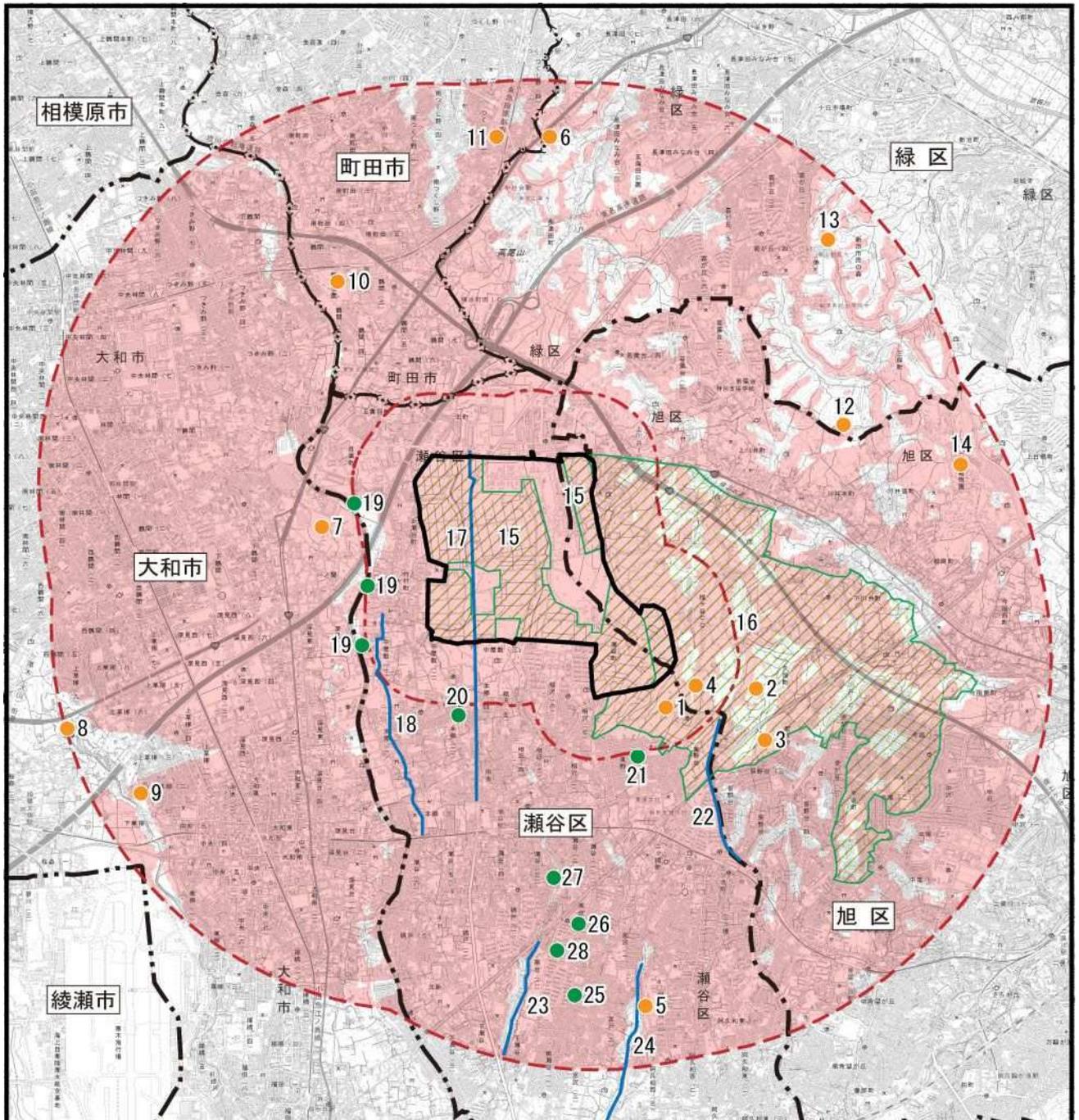
⑤「大和市 観光・まったり」(大和市ホームページ 令和元年9月閲覧)

⑥「町田市 観光」(町田市ホームページ 令和元年9月閲覧)

⑦「緑区 観光」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)

⑧「旭区 区の紹介」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)

⑨「鶴間公園【公式】」(町田市ホームページ 令和元年11月閲覧)



凡例

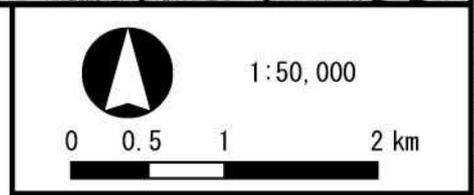
- 事業実施想定区域

 都県界

 市界

 区界
- 調査範囲（事業実施想定区域から概ね3km圏）
- 近景域（事業実施想定区域から概ね500m圏）
- 主要な眺望点

 富士山を眺望できる範囲
- 主要な景観資源
- 主要な景観資源



注1：富士山が眺望できる範囲は、メッシュ標高データを用いた数値地形モデルによるコンピュータ解析を行い、建造物や樹木などが無い状態において、地上1.5mから山頂部または外輪部が一部でも眺望できるエリアを算出しました。

注2：No. 15のエリアについては、事業実施想定区域内の植生図を参考に設定しました。

注3：図中の番号は表5.6-1及び表5.6-2と対応しています。

注4：図に示す情報の出典は、表5.6-1及び表5.6-2と同様です。

図 5.6-1 主要な眺望点、景観資源並びに富士山を眺望できる範囲

(2) 景観資源の状況

景観資源の状況については、表 5.6-2 にまとめました。また、前掲図 5.6-1 (p. 5-25 参照) には、表 5.6-2 に示す主要な景観資源の位置とともに、事業実施想定区域からおおむね 3 km 圏内において、地上 1.5m から富士山を眺望できる範囲（山頂付近の一部のみ可視な場合を含む。）を示しました。

表 5.6-2 主要な眺望点及び景観資源の状況（事業実施想定区域からおおむね 3 km 圏）

区分	No.	名称	状況	資料 ^{注2}	事業実施想定区域からの方向及び距離
主要な景観資源	15	旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域	緑の 10 大拠点の一部であり、横浜市に残された貴重な財産となっています。	①	事業実施想定区域内
	16	川井・矢指風致地区の緑地	瀬谷・追分・矢指・上川井の各市民の森などの緑が、当地区の重要な景観資源になっています。一部は、特別緑地保全地区にも指定されています。	②	東、約 0km
	17	海軍道路沿いの桜並木	真っ直ぐ伸びた直線道路の長さは約 3 km で、両側には約 400 本の吉野桜があり、当地区の景観資源になっています。なお、事業実施想定区域北側の桜並木は一部伐採されています。	③	事業実施想定区域内
	18	鎌倉古道沿いの桜並木	桜の名所として、近隣住民の憩いの場となっています。	③	西、約 0.4km
	19	境川沿いの桜並木		③	西、約 0.5km
	20	瀬谷中央公園		③	南、約 0.6km
	21	東野第一公園		③	南東、約 0.5km
	22	野境道路		③	南東、約 0.6km
	23	相沢川ウォーク		③	南、約 2.4km
	24	東山・関ヶ原の水辺		③	南、約 2.2km
	25	瀬谷第一公園		③	南、約 2.4km
	26	瀬谷第二公園		③	南、約 1.8km
	27	瀬谷第三公園		③	南、約 1.5km
	28	南台公園		③	南、約 2.1km
	—	丹沢の山並み（遠景）		事業実施想定区域から西方向の眺望として、当地区の重要な景観資源になっています。なお、事業実施想定区域付近においては、富士山は山頂付近の一部が丹沢山地の奥に眺望できる状況です。	—
—	富士山（遠景）		—	—	

注 1：表中の No. は前掲図 5.6-1 (p. 5-25 参照) に対応しています。

注 2：資料の番号は、下記の番号と対応しています。

資料：①「横浜市水と緑の基本計画（平成 28 年 6 月改定）」（横浜市ホームページ 令和元年 9 月閲覧）

②「横浜市風致地区一覧」（横浜市ホームページ 令和元年 9 月閲覧）

③「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和元年 9 月閲覧）

5.6.2 予測結果

(1) 景観資源、主要な眺望点の直接的改変

景観資源の直接的改変があり、「旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域」の一部と「海軍道路沿いの桜並木」の約5割が消失します。

旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域については、事業実施想定区域に農業振興ゾーンを配置することで、事業実施想定区域全体の2割程度を存置します。また、改変されるエリアについても、その一部が公園等として利用されるため、事業実施想定区域全体の約4割が緑農地域の景観として残ります。

海軍道路沿いの桜並木については、現存する桜並木の約5割が事業実施想定区域内にあるため消失します。

なお、主要な眺望点の直接的改変はありません。

(2) 眺望景観への影響

前掲表 5.6-1 (p. 5-23~24 参照) によれば、各主要な眺望点とも展望施設などはなく、比較的標高の低い位置に視点があり、主要な眺望点から事業実施想定区域を視認できないこと、また、瀬谷市民の森等近傍の地点については、樹林に囲まれた立地であることから、眺望景観への影響は小さいと考えます。

また、前掲図 5.6-1 (p. 5-25 参照) によれば、事業実施想定区域及びその周辺からは、建造物や樹林等の支障がなければ、丹沢山地や富士山が眺望できるエリアが広がっています。事業実施想定区域より東側にある主要な眺望点 (No. 1 ~No. 4) については、事業実施想定区域が眺望方向に介在する可能性があります。主要な眺望点 (No. 1 ~No. 4) は、樹林に囲まれた立地であることから、眺望への支障は小さいと考えます。

5.6.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う主要な眺望点及び景観資源の消失、眺望景観の阻害などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、景観資源の一部が消失するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとしします。

【環境保全措置】

- ・ 農業振興ゾーン、公園等の適切な配置による緑農地域の景観保全
- ・ 事業実施想定区域における新たな桜並木の創出
- ・ 景観資源の改変部分における周辺構成種による緑化
- ・ 遠景である丹沢山地や富士山の眺望に配慮した将来の土地利用計画

(3) 評価結果

景観資源である「旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域」の一部と「海軍道路沿いの桜並木」の約5割が消失するため、重大な影響があると考えます。これらの影響に対しては、実施段階の環境影響評価において、前述の環境保全措置を具体化することで、景観資源に係る影響が実行可能な範囲内で低減されるものと評価します。

主要な眺望点の直接的改変がないこと、前掲表 5.6-1 (p. 5-23~24 参照) に示した全ての主要な眺望点から事業実施想定区域が視認できないことなどから、眺望景観への影響は軽微であると考えます。また、実施段階の環境影響評価において、前述の環境保全措置を具体化することで、眺望景観に係る影響が実行可能な範囲内で回避、又は低減されるものと評価します。

5.7 人と自然との触れ合いの活動の場

5.7.1 調査結果

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況を表 5.7-1 及び図 5.7-1 に整理しました。

5.7.2 予測結果

図 5.7-1 によると、人と自然との触れ合いの活動の場の直接的改変があり、「海軍道路の桜並木」の大部分及び「鎌倉古道北コース」上の桜並木の一部が消失します。

「海軍道路の桜並木」については、現存する桜並木の約 5 割が事業実施想定区域内にあるため消失します。また、「鎌倉古道北コース」上の桜並木については、その延長の 3 割弱が消失します。

5.7.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う人と自然との触れ合いの活動の場の消失などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、人と自然との触れ合いの活動の場の一部が消失するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・鎌倉古道北コースの可能な限りの保全
- ・事業実施想定区域における新たな桜並木の創出
- ・公園、緑地、調整池における新たな人と自然との触れ合いの活動の場の創出

(3) 評価結果

人と自然との触れ合いの活動の場である「海軍道路の桜並木」の約 5 割及び「鎌倉古道 北コース」上の桜並木の一部が消失するため、重大な影響があると考えます。

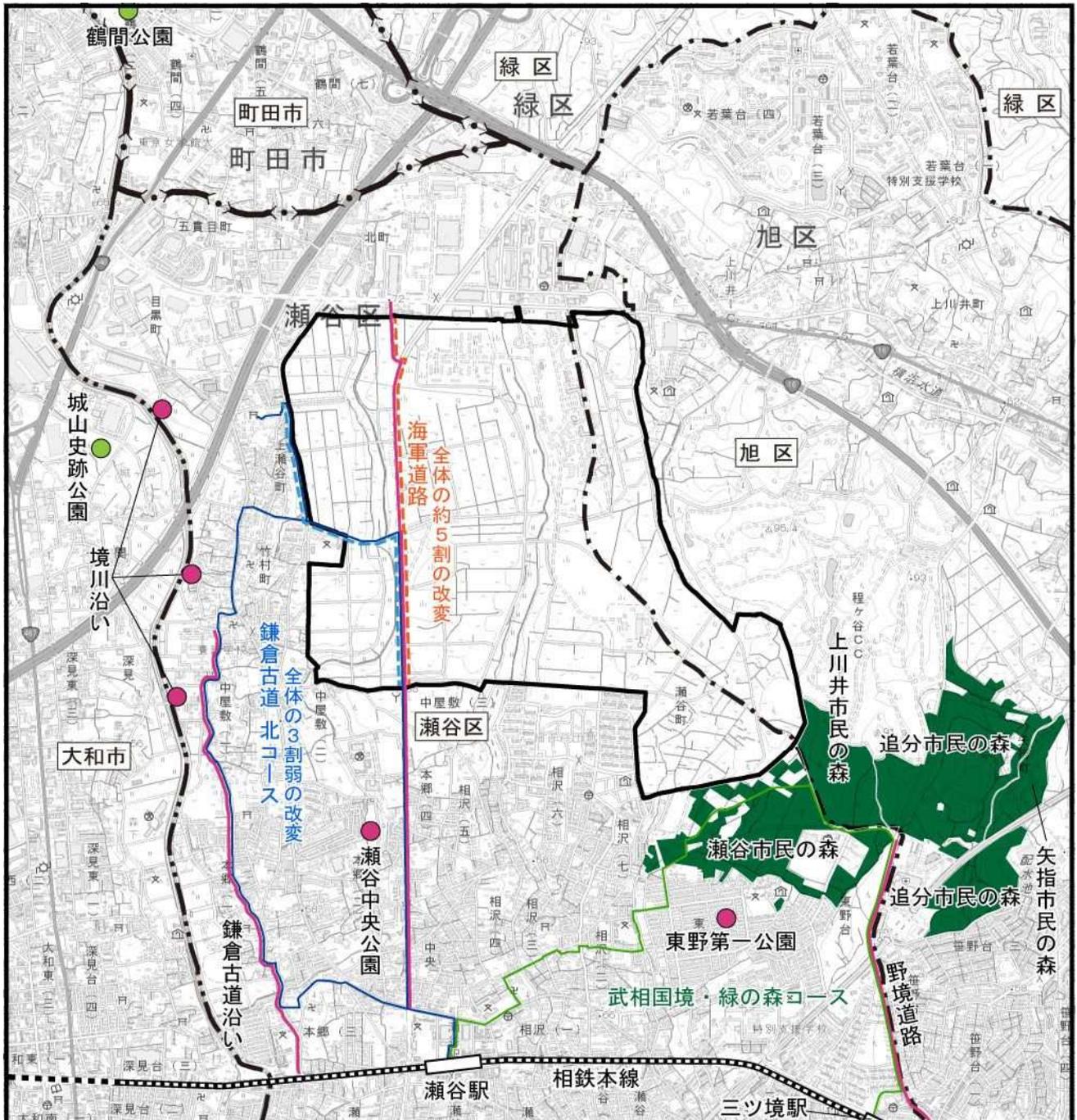
これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価において、前述の環境保全措置を具体化することで、人と自然との触れ合いの活動の場に係る影響が実行可能な範囲内で低減できるものと評価します。

表 5.7-1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

施設等名称	状況	資料 ^{注1}	
瀬谷区	瀬谷市民の森	瀬谷区と旭区の境にあり、瀬谷区内で一番広い面積(18.8ha)を有する森林公園です。森林浴や昆虫、植物、野帳観察などができ、子供も大人も楽しめることから、市民の憩いの場として利用されています。	① ②
	海軍道路の桜並木	真っ直ぐ伸びた直線道路の長さは約3kmで、両側には約400本の吉野桜があり、桜並木として有名なことから、桜の満開時期を中心に、付近の解放された広場などに多くの人が集まります。なお、事業実施想定区域北側の桜並木は一部伐採されています。	③
	東野第一公園	比較的小規模な都市公園ですが、「桜舞う春の瀬谷 桜の見どころスポット」として瀬谷区のホームページで紹介されており、近隣住民の憩いの場となっています。	①
	瀬谷中央公園		①
	境川沿い	大和市との境界部を流れる境川沿いの桜スポットで、「桜舞う春の瀬谷 桜の見どころスポット」として瀬谷区のホームページで紹介されており、桜の時期は近隣住民を中心に利用されています。 なお、境川の対岸(大和市側)には、藤沢大和自転車道(通称、境川サイクリングロード)が整備されており、藤沢市鶴沼海岸から江ノ島方面まで行くことができます。	①
	鎌倉古道 北コース	鎌倉古道・上道(かみつみち)の瀬谷駅北側ルート沿いには神社仏閣と路傍の地蔵尊、庚申塔、道祖神や屋敷林と古民家があり、上瀬谷農業専用地区、環状4号線(上瀬谷線)の桜並木など、貴重な歴史遺産や緑豊かな自然を感じることができます。	①
	野境道路	相模と武蔵の国境を通ることから野境道(のぞかいみち)といわれ、宝永3年(1701年)頃から、江戸と鎌倉を結ぶ間道として利用されていました。四季を通じて美しい景観のプロムナードで、春には瀬谷高校入口まで続く桜並木が市民に親しまれています。	①
武相国境・緑の森コース	四季を通じて美しい景観のプロムナードである武相国境(野境道路)と、瀬谷で一番広い樹林や和泉川の源流がある瀬谷市民の森があります。静かな自然の中で森林浴を楽しみ、瀬谷の原で中世の古戦場跡など深い歴史に触れることができます。	①	
旭区	追分市民の森	帷子川の源流域のある自然豊かな森林です。谷戸の田園風景と樹林が一体となり、四季折々の自然を感じることができます。花畑では年間を通じ、菜の花、ひまわり、コスモスをはじめ、レンゲ、ショウブ、マリーゴールドなどが楽しめることから、市民の憩いの場として利用されています。	②
	矢指市民の森	中原街道に面し、追分市民の森の隣にあるこの森は、懐かしいふるさとの景色を感じさせてくれます。「太陽の広場」を中心に広がる森と小川のせせらぎが楽しめ、春には雑木林の下でドングリの芽吹きにも出会えます。また、「せせらぎの小道」をたどって行けば瀬谷市民の森も近くであり、これらは一体的に利用されています。	②
	上川井市民の森	西は瀬谷市民の森、東は追分市民の森に接し、スギ・ヒノキ等の針葉樹林主体の森です。林内にはせせらぎや湿地がみられ、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森などと一体的に利用されています。	②
大和市	深見歴史の森(城山史跡公園)	一帯が大和市保全緑地要綱(平成21年3月大和市告示第125号)で保全緑地に指定されている樹林地です。自然や歴史を感じることができますが、遊歩道以外は柵で囲われており、利用者はあまり多くない状況です。境川沿いは、境川サイクリングロードに面しています。	④
町田市	鶴間公園	南町田グランベリーパーク駅から近く、5.2haの広さを有する運動公園で、公園内は起伏に富んでおり、芝生広場、多目的運動広場、人工芝テニスコート等が整備されています。桜の木も多数植えられており、春は花見客で賑わうほか、雑木林もあり、自然との触れ合いもできます。なお、町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業により再整備され、2019年11月13日に再開園されました。	⑤ ⑥

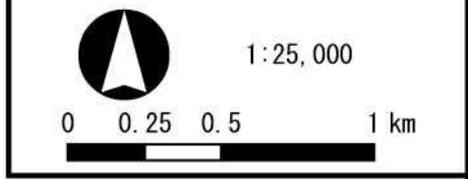
注1：資料の番号は、下記の番号と対応しています。

- 資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)
 ②「市民の森」指定一覧 横浜市(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)
 ③「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」(横浜市環境創造局 令和元年9月閲覧)
 ④「伝えたい残したいやまとの景観」(大和市ホームページ 令和元年9月閲覧)
 ⑤「町田市 観光」(町田市ホームページ 令和元年9月閲覧)
 ⑥「鶴間公園【公式】」(町田市ホームページ 令和元年11月閲覧)



凡例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 相鉄本線 (.....地下部分)
- ハイキングコース
- 駅
- 市民の森
- 鎌倉古道北コース改変区間
- 桜の見どころスポット
- 海軍道路の桜並木改変区間
- 公園



資料：「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)、「市民の森」指定一覧 横浜市(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)、「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」(横浜市環境創造局 令和元年9月閲覧)、「伝えたい残したいやまとの景観」(大和市ホームページ 令和元年9月閲覧)、「町田市 観光」(町田市ホームページ 令和元年9月閲覧)

図 5.7-1 人と自然との触れ合いの活動の場への影響の程度

第6章 総合評価

計画段階配慮事項についての評価の結果は、表 6.1-1 のとおりです。

地盤、土壌、動物、植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場については、表 6.1-1 に示す環境保全措置を講じることにより、本事業に係る影響を回避又は低減できるものと評価します。

今後、方法書以降の手続等において、より詳細な調査を実施しつつ事業計画の熟度を高めていく過程において、環境保全措置を具体化し、環境への影響を回避又は低減できるよう留意するものとします。

表 6.1-1(1) 計画段階配慮事項についての評価の結果

環境要素	評価結果	環境保全措置
地盤	土砂災害警戒区域に指定されている箇所及びその周辺において造成等を行う場合にあつては、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地を回避できませんが、その改変範囲はわずかであるため、地盤の安定性への影響は軽微だと想定されます。また、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、地盤の安定性に係る影響が実行可能な範囲内で回避、又は低減されるものと評価します。	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域及びその周辺における土地利用の制限または地盤の安定性に配慮した適切な造成計画立案
土壌	<p>旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲を改変する場合にあつては、土壌汚染の拡散が懸念される地域への立地が回避できない可能性があり、一定の影響が想定されます。</p> <p>これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価並びに「土壌汚染対策法」(平成14年5月法律第53号)や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」(平成14年12月横浜市条例第58号)に基づく手続において、環境保全措置を具体化することで、土壌汚染に係る影響を実行可能な範囲内で回避、又は低減されるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土地の造成等により形質変更を行う範囲における、「土壌汚染対策法」(平成14年5月法律第53号)や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」(平成14年12月横浜市条例第58号)に基づく適切な対応(土壌汚染状況の把握を含みます。)
動物	<p>樹林、水田等の水辺及び河川などの水域の一部並びにホタル生息確認地域の一部が消失するため、これらの環境に生息する動物の重要な種及びホタル生息確認地域には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生息する動物の重要な種には重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る影響が実行可能な範囲内で低減できるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施 緑の連担性を確保し、動物の生息域分断を抑える措置 造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生息環境への影響低減 水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくり

表 6.1-1(2) 計画段階配慮事項についての評価の結果

環境要素	評価結果	環境保全措置
<p>植物</p>	<p>樹林、草地、水田等の水辺及び河川等の水域の一部が消失するため、これらの環境に生育する植物の重要な種には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生育する植物の重要な種には重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることとします。また、移植可能なものについては、移植による代償措置を図るなど植物の生育環境に配慮します。これらの取り組みにより、植物の重要な種に係る影響が実行可能な範囲内で低減できるものと評価します。</p> <p>なお、重要な植物群落及び巨樹・巨木林等については、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施 ・緑の連担性を確保し、植物の生育域分断を抑える措置 ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生育環境への影響低減 ・地域の潜在自然植生に配慮した植栽の選定等 ・水辺の湿性草地や乾性草地環境の回復、復元又は創出
<p>生態系</p>	<p>事業実施想定区域の全域が生物多様性保全上重要な里地里山に選定されており、直接的改変により、「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」全体の面積の約1割が減少します。ホテル生息確認地域は、直接的改変により1か所が消失、2か所は面積が約4～5割減少します。湧水は、調査区域内にある6か所のうち3か所が直接的改変により消失する可能性があります。事業実施想定区域の全域が緑の10大拠点に位置付けられており、直接的改変により、「川井・矢指・上瀬谷地区」全体の面積の約3割強が減少します。これらを勘案すると、重要な自然環境のまとまりの場に重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、生態系に係る影響が実行可能な範囲内で低減できるものと評価します。</p> <p>なお、植生自然度9、特別緑地保全地区、トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）は、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施 ・緑の連担性及び重要な自然環境のまとまりの場を確保し、生態系の分断を抑える措置 ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による生態系への影響低減 ・水辺を利用する多くの動植物が生息、生育可能な環境づくり

表 6.1-1(3) 計画段階配慮事項についての評価の結果

環境要素	評価結果	環境保全措置
景観	<p>景観資源である「旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域」の一部と「海軍道路沿いの桜並木」の約5割が消失するため、重大な影響があると考えます。これらの影響に対しては、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、景観資源に係る影響が実行可能な範囲内で低減されるものと評価します。</p> <p>主要な眺望点の直接的改変がないこと、全ての主要な眺望点から事業実施想定区域が視認できないことなどから、眺望景観への影響は軽微であると考えます。また、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、眺望景観に係る影響が実行可能な範囲内で回避、又は低減されるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興ゾーン、公園等の適切な配置による緑農地域の景観保全 ・事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出 ・景観資源の改変部分における周辺構成種による緑化 ・遠景である丹沢山地や富士山の眺望に配慮した将来の土地利用計画
人と自然との触れ合いの活動の場	<p>人と自然との触れ合いの活動の場である「海軍道路の桜並木」の約5割及び「鎌倉古道 北コース」上の桜並木の一部が消失するため、重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、人と自然との触れ合いの活動の場に係る影響が実行可能な範囲内で低減されるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉古道北コースの可能な限りの保全 ・事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出 ・公園、緑地、調整池における新たな人と自然との触れ合いの活動の場の創出

